

次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（案）

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置付け等	6
第2章 これまでの計画の取組状況	8
1 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの取組状況	8
2 第6期障害福祉計画の取組状況	12
3 第2期障害児福祉計画の取組状況	15
第3章 障害者生活状況調査等の結果	16
1 障害者生活状況調査等の概要	16
2 調査結果考察	17
3 調査結果考察（数値編）	19
第4章 計画の基本方針等	31
第5章 共生社会実現に向けた具体的施策	33
1 5つの施策目標と具体的施策	33
【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり	33
○ 啓発	35
○ ユニバーサルデザイン	36
○ 情報保障・読書バリアフリー	36
○ 意思疎通支援	38
○ 手話	38
【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進	39
○ 相談支援	41
○ 福祉サービス	43
○ 住まい・暮らし	44
○ 地域の関係機関連携	44
○ 重度障害のある人への支援	45

○ 地域移行	46
○ 人材の確保・育成	46
【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備	48
○ 健康・医療	50
○ こころの健康	50
○ 難病支援	51
○ 災害対策	51
○ 権利擁護・虐待防止	52
○ 感染症対策	53
【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり	54
○ 地域交流	55
○ 社会参加	56
○ 就労	57
○ 文化芸術	58
○ スポーツ	58
【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	59
○ 早期発見・早期支援	60
○ 特性や状況に応じた支援の提供	61
○ 相談・支援・連携体制の強化	62
○ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	63
○ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	64
2 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み	68
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	76
第6章 計画の推進と進捗管理	80
1 計画の推進体制	80
2 PDCAサイクルによる計画の見直し	80
参考資料	81

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

- 国においては、この約20年間で、障害児・者施策のあり方が大きく変化しています。

最も大きな動きとしては、平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年1月に批准、同年2月19日から効力が発生しています。

まず、障害者権利条約の批准に先立ち、国内法整備を進めるべきとの意見を受け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の二回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月公布）等が行われています。

- 特に、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義について、『個人の機能障害に原因があるもの』とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とする「社会モデル」に大きく転換しました。その他、『合理的配慮』（障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、過重な負担がかからない配慮のこと）の考え方が導入されるなど、障害のある人もない人も地域で共に生きる社会づくりを目指すものとなっています。
- また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めているほか、同じく平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法においても、雇用の分野での「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を事業主に対して義務付けています。そして、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。
- さらに、障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサー

ビスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成 18 年度には、身体・知的・精神の 3 障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担を応能負担から定率負担にすること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成 22 年 12 月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）等が行われ、さらに、平成 24 年 6 月に、名称を「障害者総合支援法」に改めるとともに、法の対象に難病患者を加えることや障害者支援区分への変更等の一部改正が行われています。

- その他にも、令和元年 6 月には、「読書バリアフリー法」が施行され、様々な障害のある人が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることとされ、さらに令和 4 年 5 月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされました。
- 児童分野では、平成 24 年 4 月に「児童福祉法」が改正され、障害児支援の強化のため、障害種別等で分かれていた障害児施設を通所・入所の利用形態の別により一元化するとともに、通所支援の対象に、精神障害（発達障害を含む。）が新たに追加されました。
- さらに、令和 3 年 9 月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定められました。
- また、令和 5 年に国から示された障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針では、令和 4 年 9 月に障害者権利条約に基づき、障害者権利委員会から日本政府へ出された総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、地域移行者数や施設入所者数の成果目標が示されました。

（２）本市のこれまでの取組

- 本市では、昭和 56 年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」（昭和 58 年～平成 4 年）を策定し、以後、「国際障害者年第 2 次京都市行動計画」（平成 4 年度～平成 13 年度）、「京都市障害者いきいきプラン〔第 2 次行動計画の後期計画〕」（平成 10 年度～平成 14 年度）、「京都市障害者施策推進プラン」（平成 15 年度～平成 24 年度）、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン〔障害者施策推進プランの後期計画〕」（平成 20 年度～平成 24 年度）、「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」（平成 25 年度～平成 29 年

度)、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(平成30年度～令和5年度)に基づき、総合的な障害児・者施策を推進してきました。

- 「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(前プラン)では、基本方針を「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」として掲げ、5つの施策目標の下、施策を推進してきました。
- 障害のある人の就労支援は、市、府、国の各行政から民間まで、企業、労働、福祉、教育の各分野の関係機関が連携し、障害のある人の就労支援を効果的に推進するための協働機構として、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」において、支援・連携のルールづくりや共同事業の実施等に取り組んでいます。
- また、手話への理解促進・普及を進め、多くの人々が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指した「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」(手話言語条例)が、市会議員全員による共同提案のうえ、全会一致で可決し、平成28年3月に制定、同年4月に施行されました。
- 前プラン策定(平成30年3月)以降、障害のある人を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。一つは、平成30年6月の大阪府北部地震及び9月の台風21号等の自然災害です。本市では、障害のある人の避難行動に地域の関係機関等から協力を得られるよう関係づくりを進める「重度障害者の個別避難計画作成等推進事業」に取り組んだほか、施設の危険なブロック塀の改修や耐震改修に取り組んできました。
- そしてもう一つは、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、生活を脅かしました。障害のある人が、コロナ禍においても継続してサービスを受け、安心して生活することができるよう、障害福祉サービス事業所へのサービス継続支援や、マスクや消毒液等の衛生物品の確保等、様々な取組を進めました。

また、コロナ禍における新しい生活スタイルの実践が難しい人がいることについての、市民理解を進めることにも取り組むとともに、こころに不安のある方に寄り添うため、きょう・こころ・ほっとでんわの相談受付時間を24時間化する等の取組を行いました。
- ほかに、令和3年9月から、全国に先駆けて、重度障害のある人の就労機会の拡大、就労継続をサポートするため、重度障害者等就労支援特別事業を開始し、通勤や職場等における支援を新たに実施しました。
- また、京都市版ヘルプカードの作成・普及、発達障害者支援センター「かがやき」の機能強化と個別支援ファイルの運用開始、本市独自ブランドの新京野

菜等を活用した京都らしい農福連携推進事業、「京都市地域リハビリテーション推進センター」「京都市こころの健康増進センター」「京都市児童福祉センター」の一体化施設整備等、障害のある人の「いのち」と「健康」を守り、いきいきとした「暮らし」を支えるための施策をしっかりと進めてきました。

- 障害のある子どもへの支援においては、平成 24 年4月の児童福祉法改正を受け、地域での障害児支援を推進し、児童発達支援事業や重症心身障害児が通所できる事業所の設置促進など、年々利用ニーズの高まっている、障害のある子どもの地域での療育や居場所づくり、保護者への支援に取り組んでいます。
- このように、障害のある人や子どもが地域で当たり前で暮らせる社会、適切な支援を受けながら働くことが当たり前の社会の構築に向けて、本市の取組は着実に前進しています。

(3) 計画策定の趣旨

- 本計画は、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン～京都市障害者施策推進計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、令和3年に策定した「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」の分野別計画として、障害児・者を取り巻く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害児・者施策の実施状況等を踏まえながら、総合的に障害児・者施策を推進するために策定するものであり、本計画に基づき、施策・事業の更なる推進を図ります。

[最近の障害福祉関連施策の主な動き]

「障害者差別解消法」(H25.6月成立、H28.4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体等における差別的取扱いの禁止 ● 地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止(民間事業者は努力義務) ● 差別解消に向けた取組に関する要領を策定(地方自治体は努力義務)
「障害者権利条約」の批准(H26.1月)
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」(H26.5月成立、H27.1月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ● 相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正(H25.6月成立、H28.4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ● 法定雇用率算定に精神障害者を加える(平成30年4月1日から施行)
「成年後見制度利用促進法」(H28.5.13施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

「発達障害者支援法」改正（H28.5月成立、H28.8月施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 障害の定義と発達障害への理解の促進 ● 発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28.6.2閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人、難病患者、がん患者等の活躍支援 ● 地域共生社会の実現
「障害者総合支援法」の改正（H30.4.1施行、一部H28.6.3施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ● 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ● 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
「児童福祉法」の改正（H30.4.1施行、一部H28.6.3施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ● 医療的ケアを要する障害児に対する支援
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行（R1.6.28施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的、計画的に推進
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行（R3.9.18施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定める
「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行（R4.5.25施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進
「こども基本法」の施行（R5.4施行） <ul style="list-style-type: none"> ● こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法を制定
「障害者差別解消法」の改正（R3.6公布、R6.4施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
「障害者総合支援法」の改正（R4.12公布、R6.4施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ● 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ● 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
「児童福祉法」の改正（R4.6公布、R6.4施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに対する包括的な支援のための体制強化

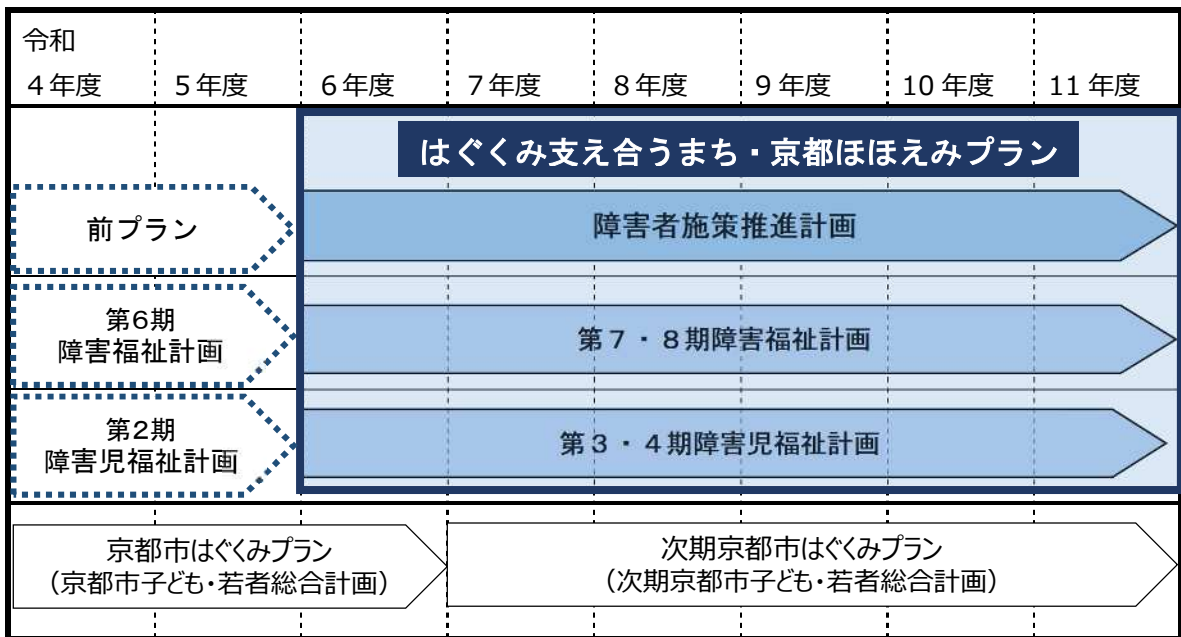
2 計画の性格・位置付け等

(1) 計画の性格・位置付け

- このプランは、障害者基本法に基づき本市の障害者施策の方向性等を定める基本的な計画である「京都市障害者施策推進計画」と障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策を定める「障害福祉計画」並びに児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの法定計画に加え、「読書バリアフリー推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画です。
- また、本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針の長期構想である「京都市基本構想」(2001年から25年間)を具体化するため、「京都市基本計画」を策定し、持続可能でレジリエンス(しなやかな回復力)のある社会の実現に向けて、取り組んでおり、このプランは、「京都市基本計画」の障害者福祉分野における分野別計画として策定し、各分野別計画(京都市民長寿すこやかプラン、京都市はぐくみプラン、京(みやこ)地域福祉推進指針等)との十分な連携の下に推進していきます。

(2) 計画期間

- このプランの計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間です。



なお、障害者福祉計画及び障害児福祉計画は、国の制度改正の動向等により、必要がある場合には、見直しを行います。

(3) 他計画との関係性



第2章 これまでの計画の取組状況

1 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの取組状況

(1) 全体的な取組状況

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(前プラン)は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として策定したものです。

5つの施策目標を掲げ、基本方針である「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」に基づき、全ての取組項目について、具体的な施策に取り組んできました。

(2) 施策目標ごとの主な取組について

○ お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

お互いに認め合い支えあってくらすまちづくりのために、相談支援の充実や差別解消法に基づく取組、コミュニケーション支援の強化などに取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置(平成30年度～)
- ・障害者休日・夜間緊急対応支援事業の開始(平成30年度～)
- ・視覚障害のある人の入院中の意思疎通支援事業の開始(平成30年度～)
- ・発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を新たに配置し、事業所等へのコンサルテーションを開始(令和2年度～)
- ・発達障害者支援センターにおいて、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した総合的な支援を行うため、関係機関の連携・情報共有ツールとして京都市版「個別支援ファイル」の配布を開始(令和2年度～)
- ・年齢や施策ごとに分かれていた、ひきこもりに関する相談窓口を一つにまとめ、「よりそい・つなぐ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)を開設する等、ひきこもり支援を強化(令和2年度～)
- ・会議やイベントなどを対象とした「移動型ヒアリンググループ」の無料での貸出を全区役所・支所等で実施(令和2年度～)
- ・京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センターの一体化施設整備(令和5年度)

○ 地域で自立して生活できる仕組みづくり

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、健やかに暮らすことができるよう、障害特性に合わせた適切な障害福祉サービスや保健・医療サービスの提供、長引くコロナ禍に引き続く原油価格・物価高騰に対して、障害者支援施設の運営費支援、食材費高騰に対する利用者支援に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・強度行動障害児者入所支援事業を開始（令和3年度～）
- ・医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業の開始（令和3年度～）
- ・自殺対策の指針となる第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定（令和4年度）
- ・物価高騰対策のため、障害者施設に対する運営費支援を実施（令和4年度、5年度）
- ・物価高騰対策のため、障害者施設の食材費高騰に対する支援を実施（令和4年度、5年度）

○ 安心して生活できる社会環境の整備

障害のある人や難病患者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会環境の整備に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各種対策事業を実施し、障害のある人の日々の生活を守る取組を進めました。

●主な取組事業例●

- ・府市協調による難病相談・支援センターの共同設置（平成30年度～）
- ・京都市版ヘルプカードの配布を開始（令和元年度～）
- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成を開始（令和元年度～）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障害福祉サービス等事業所へのマスク・消毒液の配布や障害児施設における衛生用品等確保の支援（令和2年度、3年度）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、就労継続支援B型事業所において、生産活動収入が減少し、一定の工賃の支払が困難な場合に本市独自に工賃を助成（令和2年度、3年度）
- ・障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業を実施（令和2年度～）
- ・京都市避難行動要支援者の情報提供等に関する条例を制定し、「地域における見守り活動促進事業」を充実（令和3年度～）
- ・地下鉄烏丸線にバリアフリー化を推進した新型車両を導入開始（令和3年度～）
- ・地下鉄烏丸線（北大路駅）への可動式ホーム柵の設置（令和4年度）

○ 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が生きがいをもって社会参加できるまちづくりのために、就労や社会参加の場の確保を図るとともに、支援する体制の整備に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信事業を開始（平成30年度）
- ・2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興の実施（平成30年度）
- ・就労の場を拡大するため、伝統産業事業者と連携し、伝福連携担い手育成支援事業を開始（平成30年度～）
- ・農業の新たな担い手確保と障害のある人の就労機会の創出・工賃の向上のため、農福連携事業を実施（令和2年度～）
- ・重度障害者等就労支援特別事業を開始（令和3年度）

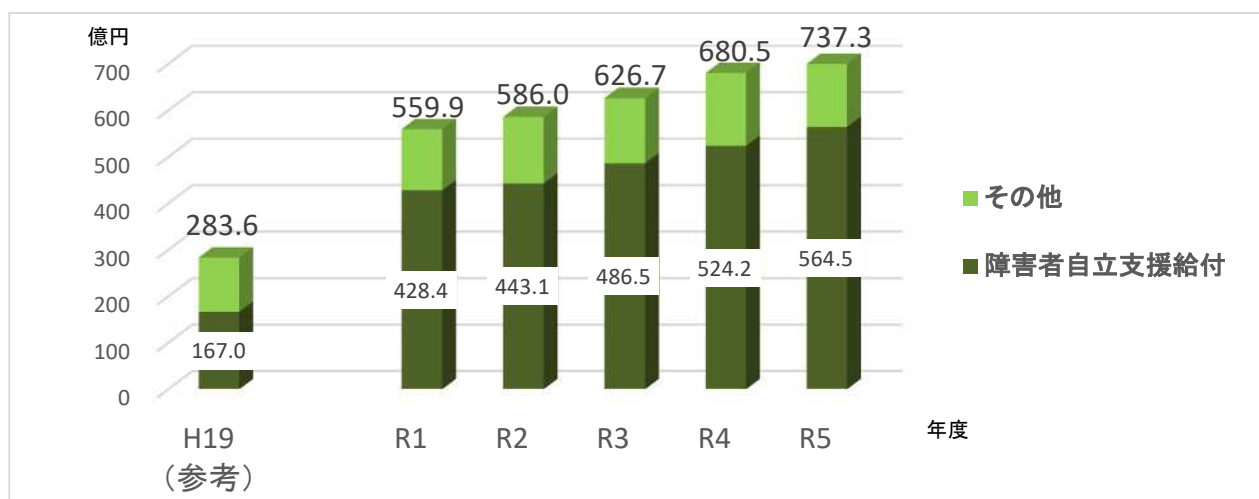
○ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある児童が生き生きと成長していくことができるよう、特性や状況に応じた支援を提供する等、取り組んできました。

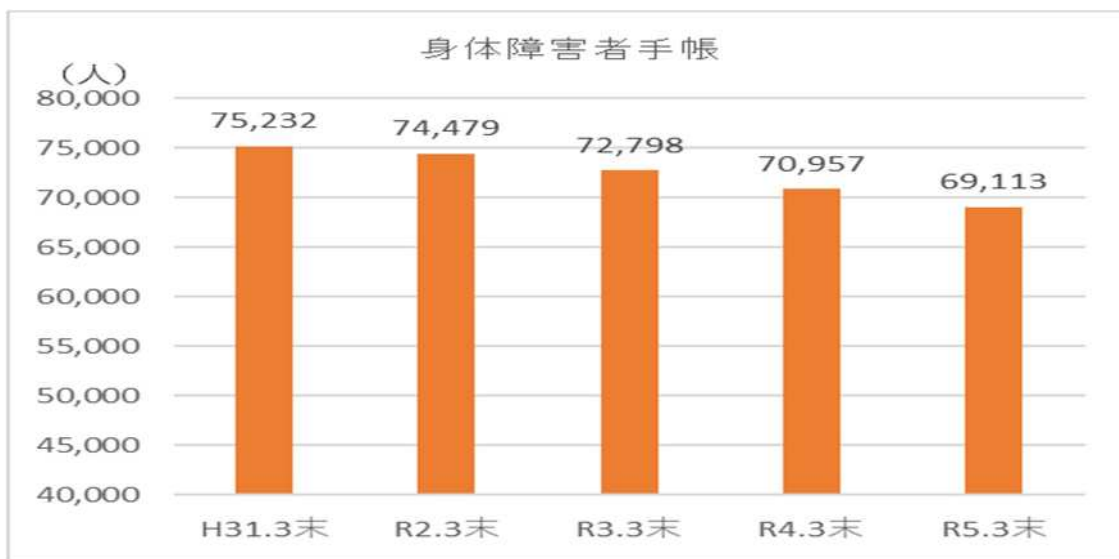
●主な取組事業例●

- ・医療的ケア児保育支援事業の実施（平成30年度～）
- ・放課後等デイサービス事業所への巡回指導を開始（令和元年度～）
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援を実施（令和4年度～）
- ・医療的ケア児等地域支援コーディネート事業を実施（令和5年度～）

障害者福祉予算は年々増額。令和5年度は、平成19年度の約2.6倍になっています。



(参考資料) 手帳の交付者数の推移



第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）の取組状況

（1）計画の概要

障害者総合支援法に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで令和3年度から令和5年度までの「成果目標」を設定するとともに、目標を達成するため、障害福祉サービス等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めたものです。

（2）進捗状況

○ 相談支援体制の充実・強化等

- ① 障害者地域生活支援センター及び京都市障害者休日・夜間相談受付センターでの相談受付件数
- ② 障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言
- ③ 基幹相談支援センターでの人材育成研修の実施
- ④ 基幹相談支援センターでの相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施

	①相談受付件数	②指導・助言	③人材育成研修	④交流研修
令和5年度 時点の指標(a)	189,410件	5,129件	24件	24件
令和4年度 時点の実績(b)	214,000件	6,987件	25件	23件
進捗率(b/a)	113.9%	137.6%	104.1%	95.8%

○ 施設入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
令和5年度末時点の目標（注1）a	32人以上
令和4年度末時点の実績（注2）b	20人
進捗率（b/a）	62.5%

（注1）令和3年度から令和5年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数

（注2）令和3年度から令和4年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ① 6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率
- ② 6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率
- ③ 6月に入院した患者の入院後1年経過時点の退院率
- ④ 1年以上長期入院患者数の削減割合

区 分	①入院後 3か月の 平均退院率	②入院後 6か月の 平均退院率	③入院後 1年の 平均退院率	④1年以上長期入院患者数	
				65歳以上	65歳未満
令和5年度時点の目標 (注1) a	69%以上	86%以上	92%以上	1,243人 以下	248人 以下
令和4年度時点の実績 (注2) b	61.4%	83.5%	92.0%	1,334人	322人
進捗率 (1- (b-a)/a)	89.0%	97.1%	100.0%	92.7%	70.2%

(注1) ①、②及び③は、令和4年6月に入院した患者の退院率

④は、令和4年6月30日0時時点の在院患者数

(注2) ①、②及び③は、令和3年6月に入院した患者の退院率（京都府の調査による最新数値）

④は、令和4年6月30日0時時点の在院患者数（国が実施している精神保健福祉資料（630調査）による最新数値）

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末時点の指標	自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告、検討を行う。
令和4年度末時点の状況	1回

○ 障害福祉サービス等の質の向上

- ① 障害福祉サービス等に係る研修の実施
- ② 障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

	①研修	②集団指導
令和5年度末時点の指標 (a)	1,379人	1回
令和4年度の実績 (b)	1,120人	1回
進捗率 (b/a)	81.2%	100.0%

○ 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

区 分	一般就労への 移行者数
令和5年度末時点の目標（注1） a	364人以上
令和4年度末時点の実績（注2） b	312人
進捗率（b/a）	90.7%

（注1）令和5年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する人数

（注2）令和4年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数

○ 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、
就労定着支援事業所の利用率

区 分	利用率
令和5年度末時点の目標（注1） a	7割以上
令和4年度末時点の実績（注2） b	40.0%
進捗率（b/a）	60.1%

○ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

区 分	就労定着率
令和5年度末時点の目標（注1） a	全体の7割以上
令和4年度末時点の実績（注2） b	95.0%
進捗率（b/a）	135.7%

3

第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の取組状況

（1）計画の概要

児童福祉法に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで、令和3年度から令和5年度までの「成果目標」を設定するとともに、通所支援等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めたものです。

（2）進捗状況

区 分	取組状況
児童発達支援センターの設置	・市内に9か所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	・市内に16か所設置
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	・市内に1か所設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5か所）、放課後等デイサービス（9か所）を確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置	・京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、福祉・教育・医療・教育等の関係機関の連携による協議を開催

第3章 障害者生活状況調査等の結果

1 障害者生活状況調査等の概要

本市では、本計画を策定する当たり、障害のある人の状況やニーズを的確に把握することを目的として、3つの調査を実施しました。

(1) 京都市障害者生活状況調査

ア 調査対象

市内に住所を有し、障害のある方（手帳所持者に限らない。）

イ 調査方法

- ・ 調査対象となる方(2,000人)を無作為に抽出し、郵送により実施
- ・ 京都市情報館市民意見募集ページのマルチフォームでの直接入力のほか、京都市ホームページ上で調査票をダウンロードのうえ、電子メール、郵送、FAX又は持参により回答

ウ 調査期間

令和4年11月1日～令和5年1月31日

エ 回答数

1,020件

(2) 京都市障害者施設入所申込者調査

ア 調査対象

京都市内に住所を有し、令和4年11月1日時点で施設入所の申込みをしている方（129人）

イ 調査方法

郵送により実施

ウ 調査期間

令和4年11月1日～
令和4年11月30日

エ 回答数

95件

(3) 京都市障害者施設入所者調査

ア 調査対象

京都市内に住所を有し、令和4年11月1日時点で京都府下の施設に入所されている方

イ 調査方法

郵送により実施

ウ 調査期間

令和4年12月28日～
令和5年2月17日

エ 回答数

296件

2

調査結果考察

京都市障害者生活状況調査等を行った結果、回答から読み取れる傾向や今後の障害保健福祉の課題については、7点ありました。

(1) 介助者の高齢化

障害のある人の普段の生活を支える親等の主な介助者の年齢について、60歳以上の方が約5割を占めており、高齢化が顕著でした。

また、介助者の高齢化に伴い、親亡き後の障害のある人への生活支援に不安を抱えている方が多く、特に療育手帳をお持ちの方は、約半数の方が支援の必要性を感じておられることがわかりました。

(2) 緊急時の対応への不安

主な介助者の方が万一急病、事故、出産などのため、一時的に支援ができなくなった場合、どうすることになっているかという設問に対し、「考えていない・決まっていない」と回答された方が約2割おられました。また、介護している家族の急な不在時の支援方法が未定の方が多くいました。

(3) サービスの提供体制や量の確保

今後利用したいあるいは回数を増やしたいサービスは何かとの設問に対する回答から「移動支援」「短期入所」「居宅介護」「グループホーム」「計画相談」を必要とされる方が多いことがわかりました。この傾向は、特に療育手帳をお持ちの方で顕著でした。

(4) 災害時の不安

災害が発生した際、主に避難所までの避難行動を支援する方が誰かとの設問に対し、「特にいない」と回答された方が2割弱程度おられました。また、障害の性質上、避難所への避難が困難又は予定していない方も一定数おられました。

(5) 地域生活の継続への支援

地域で生活を継続するための条件として、「介護」「住まい」「緊急時対応」が必要と回答された方がそれぞれ5割程度おられ、ニーズが高い結果となりました。特に療育手帳を所持している方においては、短期入所やグループホーム、緊急時の支援を求めるニーズが高い結果となりました。

(6) 施設入所からの地域移行

施設入所の理由として、在宅での家族介護の限界と親亡き後の不安が9割を占めていました。

今の施設での望みとしては、自由な生活リズムとプライベートな空間の確保が多く見られ、将来的な施設退所の意向については、過半数が現在の施設での暮らしを望む一方、施設を出て暮らすことを希望する方も4割弱ありました。

また、施設を出て暮らすために必要なことについては、平時及び緊急時において、介護や身の回りのサポートする人や体制、金銭管理、住まいや緊急時の対応のニーズが高い状況でした。

(7) 施設入所希望者の地域生活の継続

入所希望者は30歳代から50歳代、いわゆるミドル世代が約7割となっており、また、障害支援区分5、6の方が約8割となっています。

施設入所希望者の計画相談の利用状況について、計画相談支援の支給決定を受けていない方が3割弱おられ、その理由として「知らない」「わからない」が約8割という状況です。

現在利用中のサービスは、生活介護が約6割、1か月の平均利用日数は、約20日となっています。一方、訪問系サービスは3割の利用でした。

また、今後利用したい、又は利用回数を増やしたいサービスとしては、「短期入所」「外出支援」「生活介護」「グループホーム」の希望が多く、家族の負担軽減となるサービスが多い傾向にあります。

普段、一緒に過ごされている方は「親」が約9割、親御さんの年齢は60歳代以上で約7割強、50歳代まで含むと約9割となっており、御家族の高齢化がみてとれます。また、入所申し込みを決めたのも「親」が約9割、その理由は「親亡き後の不安」が約9割となっています。

地域生活の継続に必要なと思うサービスは、緊急時の短期入所、緊急時のヘルパー派遣による介護のニーズが多い状況でした。

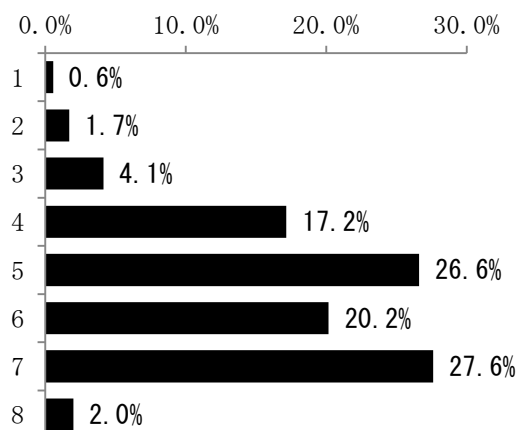
3 調査結果考察（数値編）

（１）介護者の高齢化

- 主な介助者の高齢化が顕著。

生活状況調査 問15（ア）② 主な支援者の年齢

1 20歳未満	4	0.6%
2 20歳代	12	1.7%
3 30歳代	29	4.1%
4 40歳代	120	17.2%
5 50歳代	186	26.6%
6 60歳代	141	20.2%
7 70歳以上	193	27.6%
8 不明・無回答	14	2.0%
合計	699	100.0%



- 親亡き後の生活支援が特に必要と感じている方が多い。

生活状況調査 問28 特に必要と感じている支援

1 身近な医療機関に通院して医療を受けること	199	19.5%
4 医療費の負担軽減	129	12.7%
5 障害の進行・二次障害を予防すること	117	11.5%
6 リハビリ・自立訓練を受けること	122	12.0%
11 仕事につくこと・続けることを容易にする制度の充実	203	19.9%
12 合理的配慮がなされた働く場または活動の場の確保	199	19.5%
13 障害がある人の家族に対する支援事業 (休息のための一時入所(レスパイトケア)等)	142	13.9%
15 障害者への理解を深めるための教育・機会の充実	152	14.9%
16 障害のある人の権利や人権を守るための支援	143	14.0%
17 外出・移動の支援	149	14.6%
20 道路、交通機関、公共施設等を利用しやすくすること (バリアフリー等)	107	10.5%
28 障害のある人に適した住宅の確保	104	10.2%
30 手当・年金・助成金等の経済的援助の充実	341	33.5%
31 障害福祉サービスの利用者負担の軽減	135	13.2%
32 災害時、緊急時の情報提供、通信体制、避難誘導対策の充実	141	13.8%
33 相談対応等の充実	148	14.5%
34 親亡き後の生活支援	267	26.2%
37 不明・無回答	214	21.0%
合計	4,008	393.3%

生活状況調査 問7 療育手帳所持者×問28 特に必要と感じている支援

1	身近な医療機関に通院して医療を受けること	62	14.5%
4	医療費の負担軽減	43	10.0%
6	リハビリ・自立訓練を受けること	43	10.0%
9	特別支援教育の充実	50	11.7%
11	仕事につくこと・続けることを容易にする制度の充実	106	24.8%
12	合理的配慮がなされた働く場または活動の場の確保	118	27.6%
13	障害がある人の家族に対する支援事業（休息のための一時入所（レスパイトケア）等）	109	25.5%
14	支援指導、相談等	70	16.4%
15	障害者への理解を深めるための教育・機会の充実	79	18.5%
16	障害のある人の権利や人権を守るための支援	69	16.1%
17	外出・移動の支援	97	22.7%
18	スポーツ、レクリエーション、文化活動に対する援助	44	10.3%
22	入所サービスの利用	67	15.7%
23	通所サービス（デイサービス等）の利用	51	11.9%
28	障害のある人に適した住宅の確保	64	15.0%
30	手当・年金・助成金等の経済的援助の充実	149	34.8%
31	障害福祉サービスの利用者負担の軽減	61	14.3%
32	災害時、緊急時の情報提供、通信体制、避難誘導対策の充実	55	12.9%
33	相談対応等の充実	67	15.7%
34	親亡き後の生活支援	214	50.0%
37	不明・無回答	66	15.4%

(2) 緊急時の対応への不安

○ 介護している家族の急な不在時の支援方法が未定が多い。

生活状況調査 問15ア③ 主な支援者から一時的に支援が受けられない場合の受け皿

1 同居している家族などに頼む	252	36.1%
2 親戚・知り合いの人に頼む	92	13.2%
3 近所の人に頼む	3	0.4%
4 ホームヘルパーに頼む	27	3.9%
5 施設などに一時的に依頼する（ショートステイなど）	53	7.6%
6 障害者地域生活支援センターなどの相談支援機関に相談する	39	5.6%
7 通所している施設に相談する	36	5.2%
8 区役所のケースワーカー・保健師等に相談する	23	3.3%
9 その他	31	4.4%
10 考えていない・決まっていない	129	18.5%
11 不明・無回答	14	2.0%
合計	699	100.0%

(3) サービスの提供体制や量の確保

○ 今後利用したい(又は回数増したい)サービスとして、移動支援、短期入所、居宅介護、グループホーム、計画相談が多い。

生活状況調査 問27 今後利用したいサービス

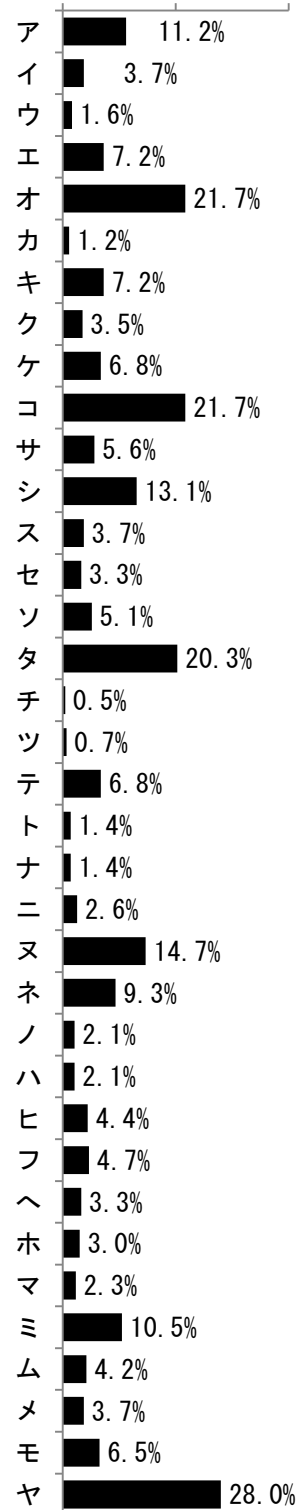


- 療育手帳所持者は、移動支援、短期入所、グループホーム、計画相談の二
ズが顕著に増加（約2倍）。

生活状況調査 問7×問27

ア	居宅介護（ホームヘルプ）	48	11.2%
イ	重度訪問介護	16	3.7%
ウ	重度障害者等包括支援	7	1.6%
エ	生活介護	31	7.2%
オ	短期入所（ショートステイ）	93	21.7%
カ	療養介護	5	1.2%
キ	施設入所支援	31	7.2%
ク	同行援護	15	3.5%
ケ	行動援護	29	6.8%
コ	移動支援	93	21.7%
サ	就労継続支援A型	24	5.6%
シ	就労継続支援B型	56	13.1%
ス	就労移行支援	16	3.7%
セ	就労定着支援	14	3.3%
ソ	自立訓練（機能訓練 生活訓練 宿舎自立訓練）	22	5.1%
タ	グループホーム	87	20.3%
チ	居宅訪問型児童発達支援	2	0.5%
ツ	保育所等訪問支援	3	0.7%
テ	放課後等デイサービス	29	6.8%
ト	児童発達支援	6	1.4%
ナ	障害児入所支援	6	1.4%
ニ	障害児相談支援	11	2.6%
ヌ	計画相談支援	63	14.7%
ネ	自立生活援助	40	9.3%
ノ	地域移行支援	9	2.1%
ハ	地域定着支援	9	2.1%
ヒ	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）	19	4.4%
フ	重度心身障害者医療費助成制度	20	4.7%
ヘ	補装具	14	3.3%
ホ	日常生活用具	13	3.0%
マ	意思疎通支援	10	2.3%
ミ	成年後見制度	45	10.5%
ム	地域活動支援センター	18	4.2%
メ	その他	16	3.7%
モ	今後利用したい障害福祉サービスは特にな	28	6.5%
ヤ	不明・無回答	120	28.0%
合計		1,068	249.5%

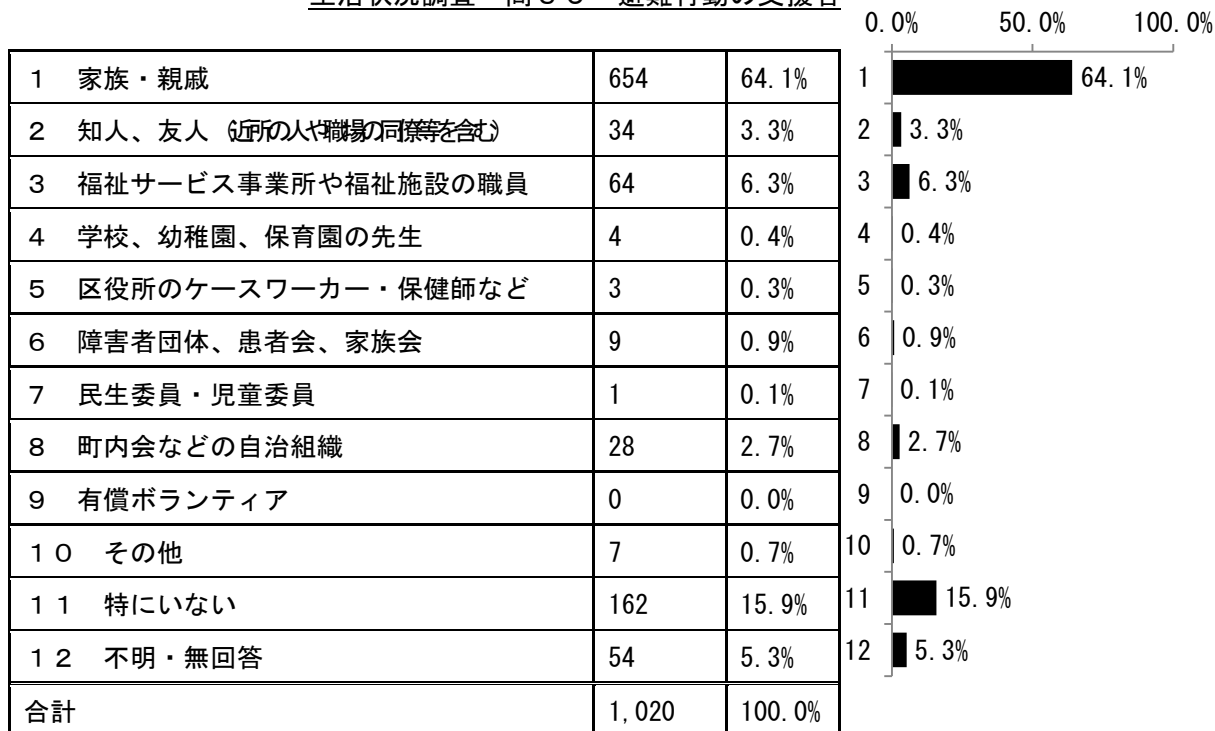
0.0% 20.0% 40.0%



(4) 災害時の不安

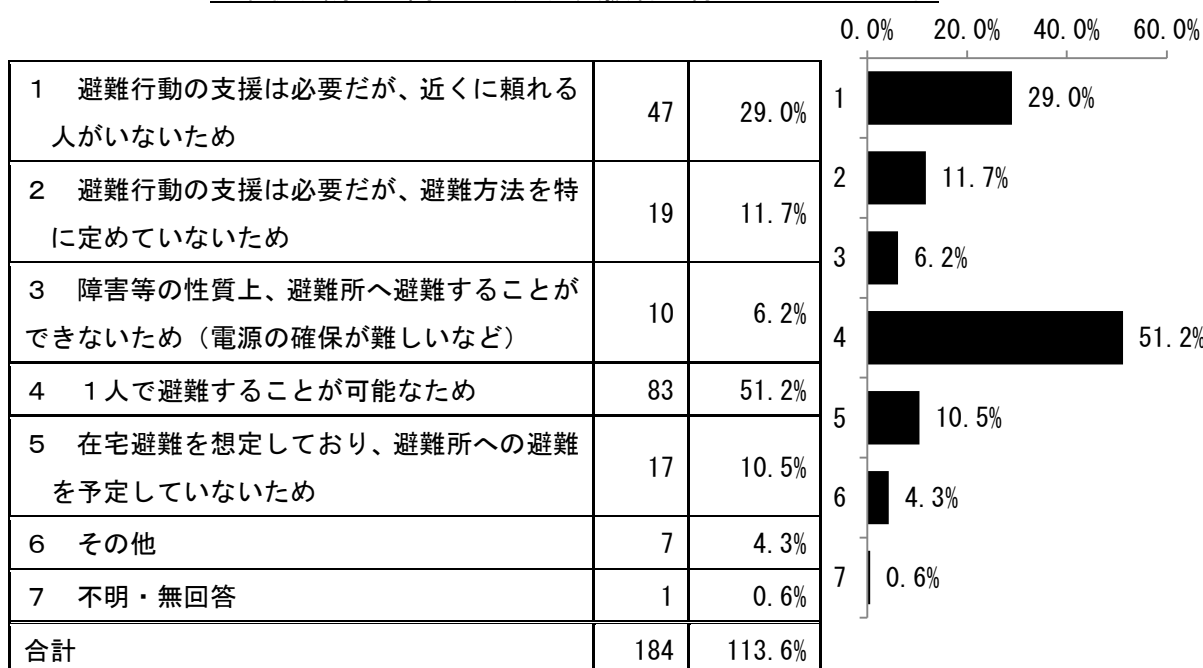
○ 避難行動を支援する方がいない方が多い。

生活状況調査 問35 避難行動の支援者



○ 障害等の性質上、避難所への避難が困難・予定していない方が一定数存在する。

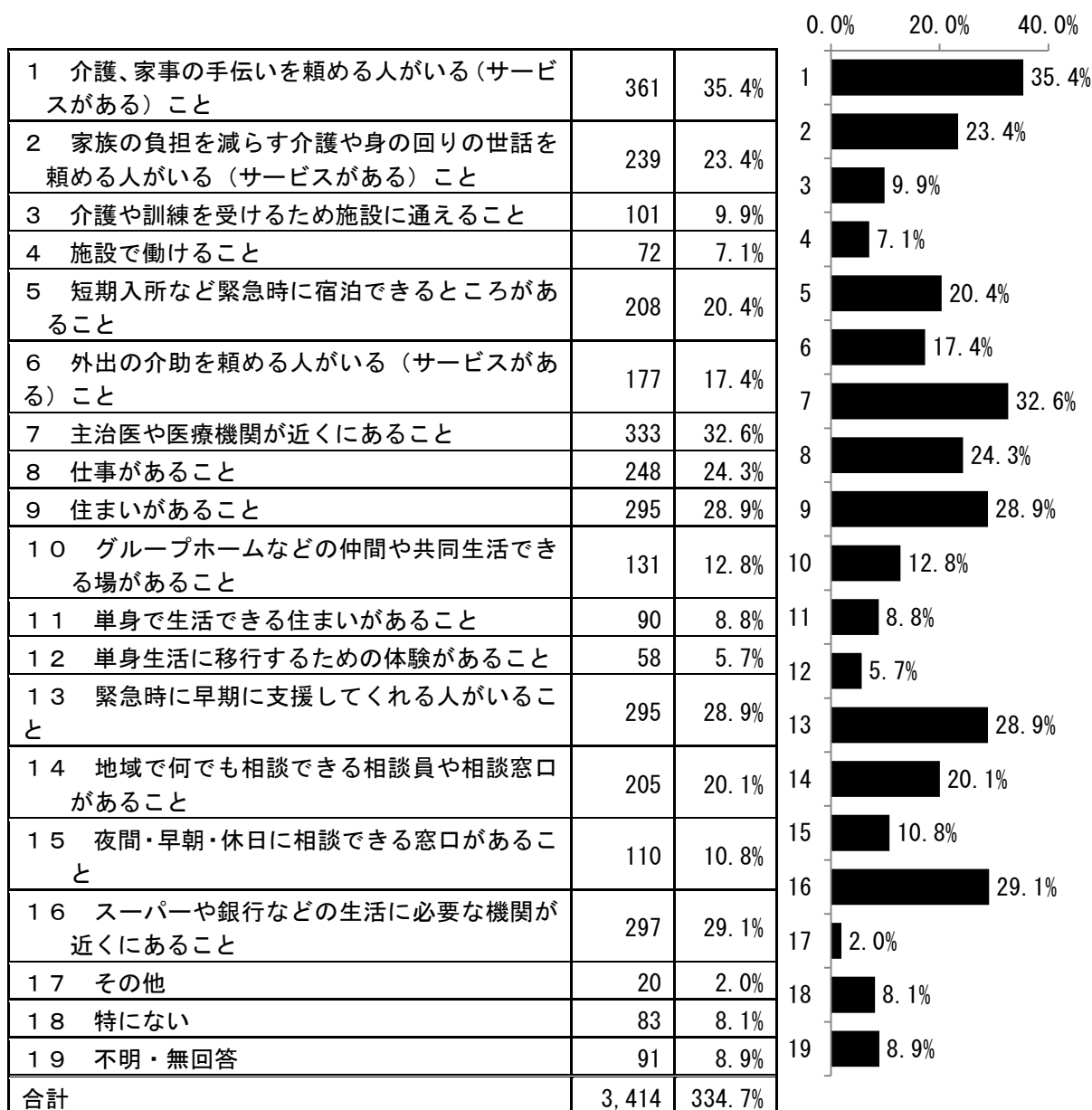
生活状況調査 問35 (ア) 支援者が特になし主な理由



(5) 地域生活の継続への支援

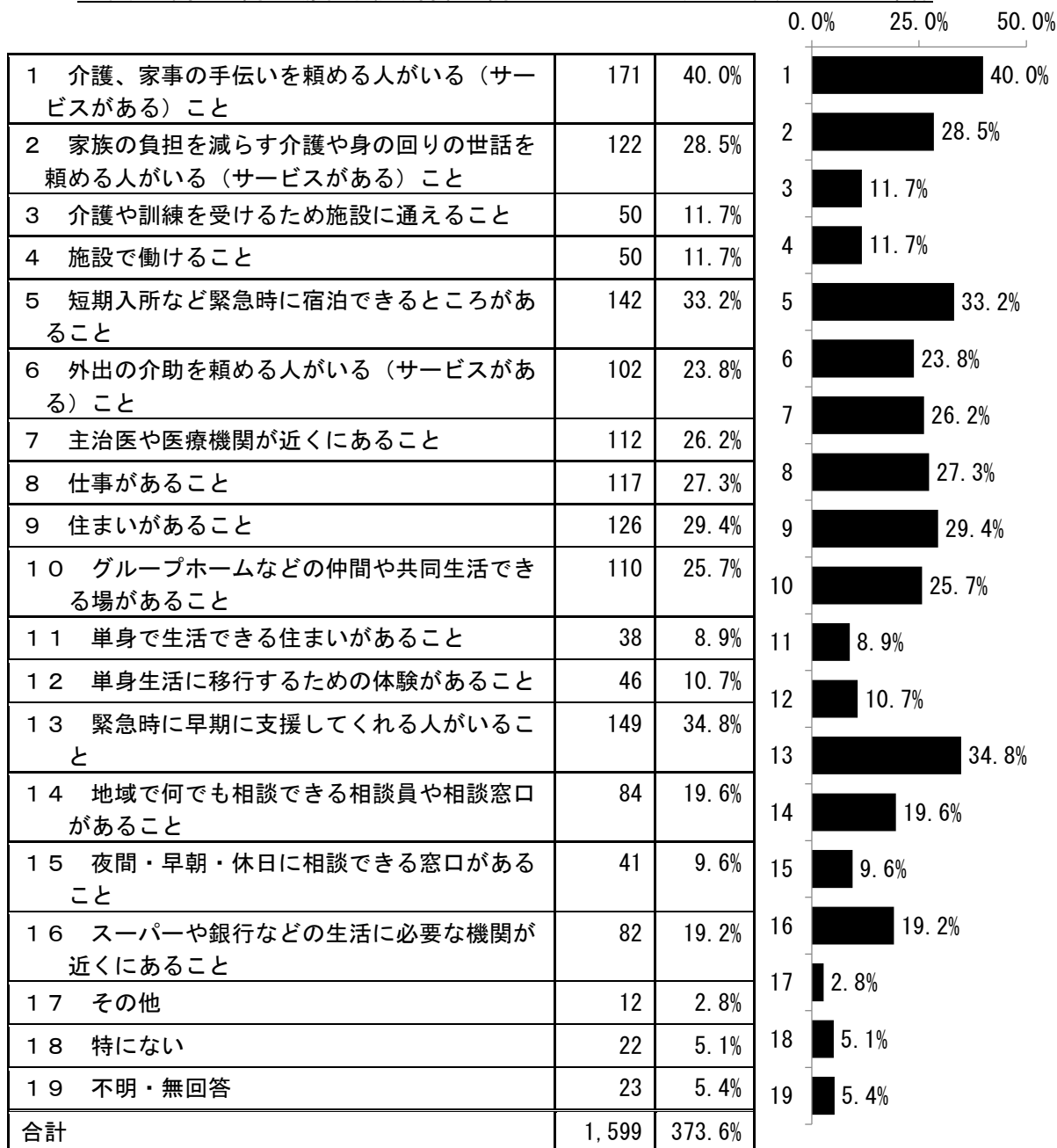
- 地域で生活を継続するための条件として、介護、住まい、緊急時の対応が必要が5割ある。

生活状況調査 問38 自宅や地域で生活するための条件



- 療育手帳所持者は、介護、住まい、緊急時の対応を条件に挙げる者が7割と顕著に増加。特に緊急時の短期入所、グループホーム、緊急時の支援を求めるニーズが顕著に増加。（約1.5倍）

生活状況調査 問7 療育手帳所持者×問38 自宅や地域で生活するための条件



(6) 施設入所からの地域移行

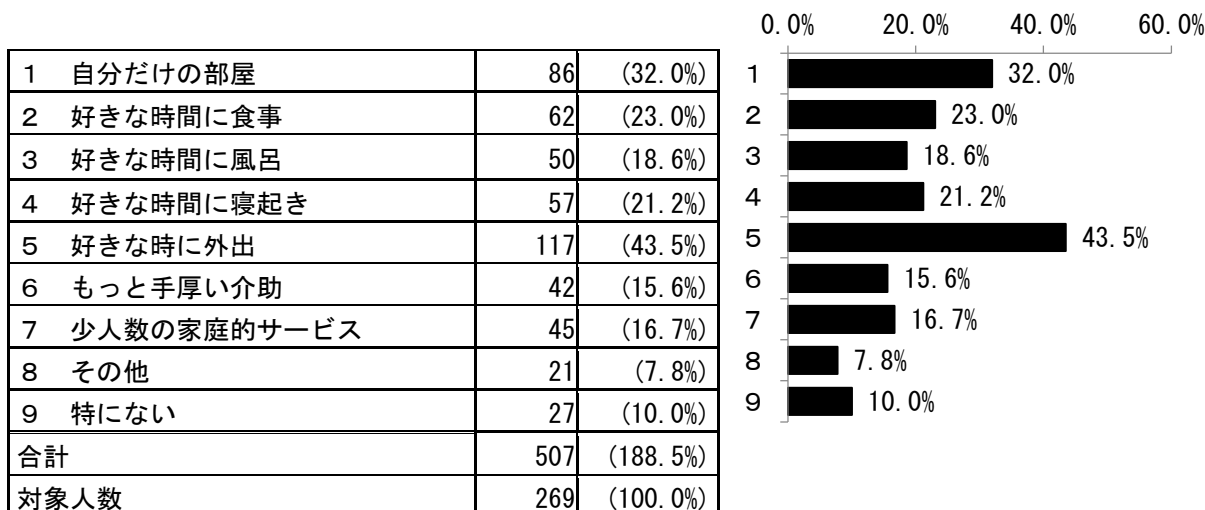
- 施設に入所した理由として、在宅での家族介護の限界と親亡き後の不安で9割を占める。

施設入所者調査 問13 施設入所している理由

1 在宅で家族からの支援を受けることができない	169	(62.8%)
2 家に段差などがあり、暮らしづらい	9	(3.3%)
3 施設で訓練を受けたいという目的があった	29	(10.8%)
4 介護サービスやヘルパー時間数などの見守りが不足	9	(3.3%)
5 グループホームなどの地域地盤が不足	9	(3.3%)
6 親亡き後の不安	81	(30.1%)
7 情報がなく施設以外の手立てがない	9	(3.3%)
8 その他	21	(7.8%)
9 わからない	21	(7.8%)
合計	357	(132.7%)
対象人数	269	(100.0%)

- 施設での暮らしの望みとして、自由な外出、個室を望む回答が7割を占める。

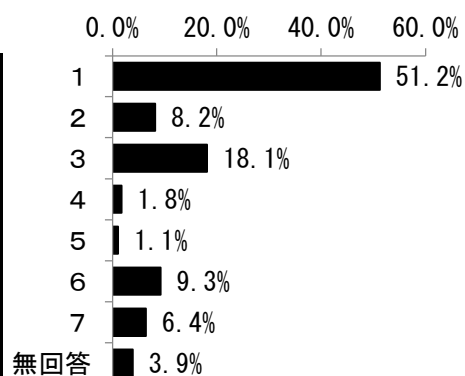
施設入所者調査 問19 施設での暮らしに望むこと



- 将来、施設を出て暮らすことを希望する方は、38.5%。

施設入所者調査 問20 将来、施設を出て自分の住みたいところで暮らしたい

1 ずっと施設で暮らしたい	144	(51.2%)
2 施設を出て一人暮らしをしたい	23	(8.2%)
3 親やきょうだいと暮らしたい	51	(18.1%)
4 配偶者や子どもと暮らしたい	5	(1.8%)
5 友達と暮らしたい	3	(1.1%)
6 グループホームで暮らしたい	26	(9.3%)
7 その他	18	(6.4%)
無回答	11	(3.9%)
合計	281	(100.0%)



- 施設を出て、地域で暮らす際に必要な環境として、介護、金銭管理、緊急時対応、住まいのニーズが高い。

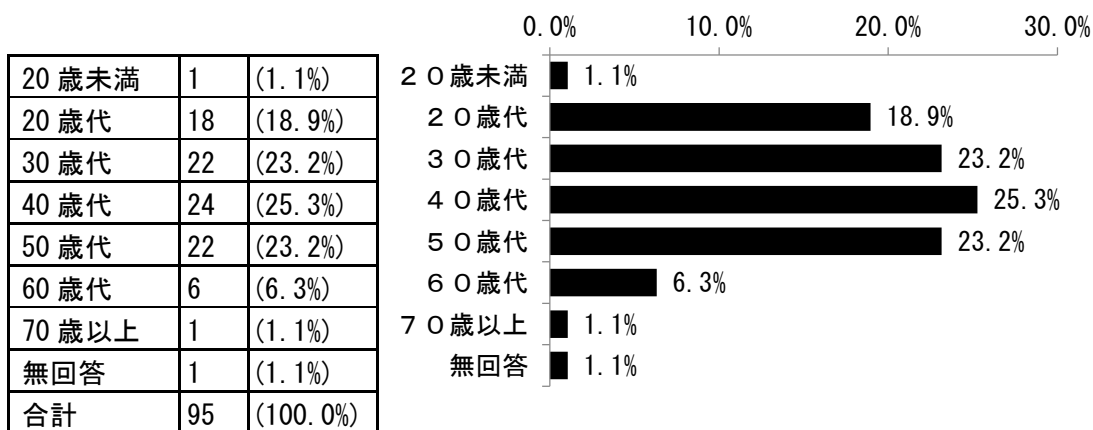
施設入所者調査 問22 施設を出て自分の住みたいところで暮らすのに必要だと思うこと

1 介護、家事手伝いを頼める人がいる（サービスがある）	153	(56.9%)
2 家族の負担を減らす介護や身の回りの世話を頼める人がいる（サービスがある）	54	(20.1%)
3 介護や訓練を受けるため施設に通える	27	(10.0%)
4 施設で働ける	11	(4.1%)
5 短期入所など緊急時に宿泊できる場所がある	62	(23.0%)
6 外出の介助を頼める人がいる（サービスがある）	103	(38.3%)
7 十分な医療が受けられる	127	(47.2%)
8 お金を管理する人がいる	143	(53.2%)
9 仕事がある	26	(9.7%)
10 住まいがある	92	(34.2%)
11 グループホームなどの仲間や共同生活できる場がある	39	(14.5%)
12 単身生活に移行するための体験があること	6	(2.2%)
13 緊急時に早期に支援してくれる人がいる	70	(26.0%)
14 地域でなんでも相談できる相談員や相談窓口がある	21	(7.8%)
15 夜間・早朝・休日に相談できる窓口がある	14	(5.2%)
16 スーパーや銀行などの生活に必要な機関が近くにある	21	(7.8%)
17 その他	4	(1.5%)
18 特にない	15	(5.6%)
合計	988	(367.3%)
対象人数	269	(100.0%)

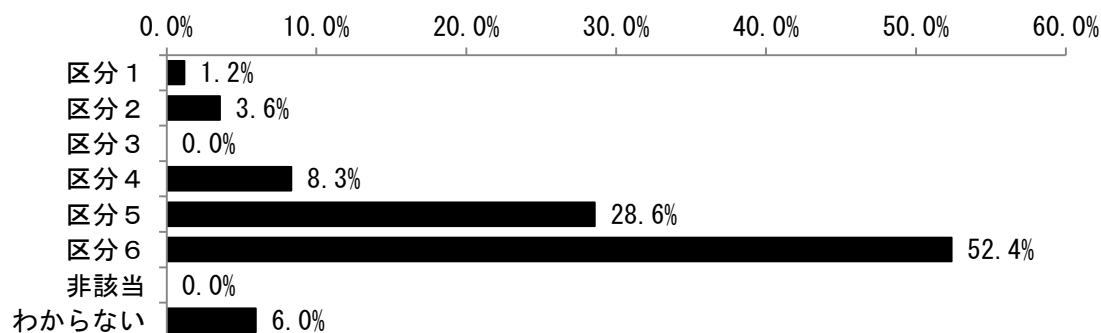
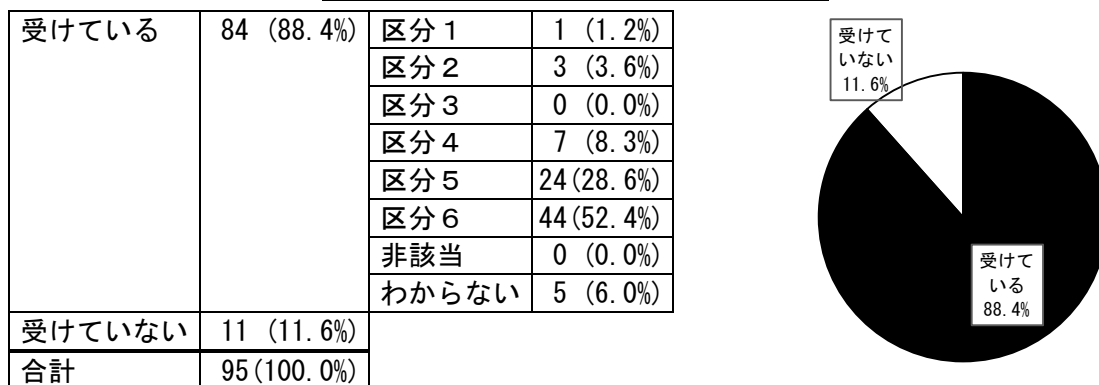
(7) 施設入所希望者の地域生活の継続

○ 希望者は30歳代から50歳代以下が7割、重度が8割。

施設入所申込者調査 問2 年齢



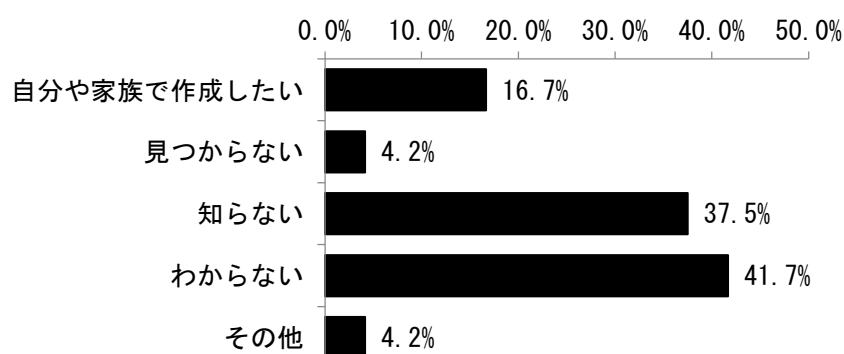
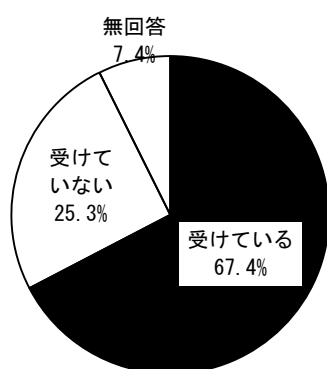
施設入所申込者調査 問8 障害区分認定



- 計画相談支援の支給決定を受けていない方が3割弱。
支給決定を受けてない理由は、8割が「知らない」「わからない」。

施設入所申込者調査 問9 計画相談支援の支給決定

受けている	64 (67.4%)	受けていない理由 (複数回答)	
受けていない	24 (25.3%)	自分や家族で作成したい	4 (16.7%)
		見つからない	1 (4.2%)
		知らない	9 (37.5%)
		わからない	10 (41.7%)
		その他	1 (4.2%)
無回答	7 (7.4%)	25 (104.2%)	
合計	95 (100.0%)		



第4章 計画の基本方針等

基本方針

障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する

5つの施策目標

1	お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり
2	自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進
3	安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備
4	社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり
5	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策目標ごとの施策体系

施策目標 1	啓発、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話、ユニバーサルデザイン
施策目標 2	相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の育成
施策目標 3	健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策
施策目標 4	地域交流、社会参加、スポーツ、文化芸術、就労
施策目標 5	早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、一人一人のニーズに応じた教育の推進

重点的な視点

本市調査結果で明らかになった課題を踏まえ、各施策目標を推進するための重点的な視点を設定します。

(1) 重点的な視点 1

どのような障害があっても、自分らしく地域生活が継続でき、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実します

重度障害や強度行動障害等、全ての障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、生活をし続けることができるよう、生活を支えるために必要不可欠な障害福祉サービスや、社会の理解促進、就労支援を促進するなど環境を整備します。

(2) 重点的な視点 2

「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、障害のある女性や、障害のある人の家族（ケアラー）への支援も含め、複数の分野にまたがる課題については、関係機関が連携し、分野横断的な支援を充実します

複合的な差別等の視点を持ちつつ、専門的観点からバックアップやサポートの体制整備とともに関係機関との重層的支援ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 重点的な視点 3

安心して地域生活ができるよう、新興感染症等の大規模な感染拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害がある方が受ける影響を考慮し、きめ細かい配慮の視点をもって施策を推進します

平時から障害のある人に対し、きめ細かい配慮の視点が必要ですが、とりわけ、感染症の感染拡大や災害の発生時等の非常時においては、よりきめ細かい配慮の視点を持ったうえで、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう施策を推進します。

(4) 重点的な視点 4

特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実や、切れ目のない支援を推進します。

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

第5章 共生社会実現に向けた具体的施策

1 5つの施策目標と具体的施策

施策目標1 お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

<現状と方向性>

- 全ての人の命は平等でかけがえのないものであるという理念の下、障害のある人もない人も共に同じように社会で生活していく共生社会の実現に向け、全ての市民が障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図る取組が重要です。
- 障害のある人が安心して地域で暮らし続けるためには、福祉サービスの充実や、住まいの確保、障害のある人を介護する家族の負担軽減等だけでなく、町内会等の身近な地域での交流など、地域住民との顔の見える関係づくりも重要です。それらの取組に当たっては、障害者団体や地域住民等との連携も必要です。
- また、障害者差別解消法について、令和3年6月に一部改正があり、令和6年4月から事業者の「合理的配慮の提供」が、「努力義務」から「義務」となります。このため、障害者差別解消法の認知度を高める取組を進めるとともに、差別の解消に向けた広報・啓発活動を継続実施し、障害のある人の権利利益を侵害することのないよう、あらゆる場面で、社会的障壁を取り除くための取組を進めます。
- あわせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を支援します。

*施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

- 本市では、平成 28 年 3 月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を制定し、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重することを掲げ、手話に対する理解促進及び手話の普及等を推進しています。
- 他にも聴覚障害のある人のうち聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援するヒアリングループ*を各区役所・支所等に配備し、貸出をするなどの情報保障の取組を進めてまいりました。
- 令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書や図書館の利用に困難を伴う人が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を進めることとされ、本市においても読書に親しみやすい環境づくりの取組を進めていきます。
- 令和 4 年 5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布、施行され、障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体等の責務が明らかにされました。また、障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策の基本となる事項も定められ、それらに係る施策を総合的に推進することとされました。
- 今後も障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、誰もが必要な情報を的確に入手できるよう、わかりやすい情報発信を行うとともに、点訳化や音訳化など障害の特性に配慮した情報の提供等、必要な情報を得るための方法の選択肢の拡大に努めます。

*難聴者の聞こえを支援する装置。施設の床等にループアンテナを設置し、マイクの音を磁気に変え、その磁気を補聴器や人工内耳等が感知して直接音声を聞くことができる仕組み。

啓 発

1 市民等に対する啓発・広報活動の推進

「社会モデル*」による障害者の定義や、「合理的配慮」の必要性などをはじめ、障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

*「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと

2 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進

障害福祉サービスの提供事業者等に対して、障害理解や権利擁護についての理解促進を目的とし、全市向け・圏域ごとの研修を実施するほか、企業等に対して、障害のある人の雇用の促進に向け、京都府や京都労働局と協力し、啓発活動に取り組みます。

また、企業や団体、公的機関等に対しても、1と同様に障害や障害のある人への正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組みます。

3 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進及び相談体制の拡充

障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、差別解消に向けた事業者による合理的配慮の提供に関する相談体制を整備します。

また、京都市対応要領を改正し、広く周知を行う等、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受け、生きづらさを抱える全ての方を対象として、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開していきます。

また、特に障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意し啓発に取り組みます。

ユニバーサルデザイン

4 ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及

障害のある人もない人も全ての人が、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、みやこユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。

5 人にやさしいまちづくりの推進

京都に住む障害のある人もない人も、全ての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進めていきます。

6 こころのバリアフリーの普及

道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。

情報保障・読書バリアフリー

7 視覚障害のある人等の読書環境の整備の推進

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害のある人の実情に即した、本市読書バリアフリー推進計画を新たに本プランと一体的に策定し、アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害のある人等の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図ります。

8 行政情報における合理的配慮の推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことを踏まえ、必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報を行うとともに、カラーユニバーサルデザインへの配慮、点訳化や音訳化、また、音声コード（ユニボイス）を障害分野における冊子に試験的に導入し、課題を検証のうえ、他分野への拡大を図る等、障害特性に配慮した情報の提供や、情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。

<読書バリアフリー推進計画>

取組方針

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制整備

市図書館は、国立国会図書館、府立図書館、大学図書館、学校図書館、京都ライトハウス情報ステーション、その他関係機関等と連携し、視覚障害のある人等にとってアクセシブルな図書館資料の充実や視覚障害のある人等が図書館を利用しやすい環境等の整備等に取り組みます。

- ・電子書籍サービスの実施
- ・録音図書（テープ図書、DAISY（デイジー）図書*1）の収集、貸出
- ・DAISY 図書再生機の貸出
- ・大活字、点字図書、LLブック*2の収集、貸出
- ・布絵本、さわる絵本、点字つき絵本、てんやく絵本等の収集
- ・特別貸出の実施（貸出点数 20 点、期間 4 週間）
- ・在宅貸出の実施
- ・対面朗読の実施（1 館はオンラインでの対面朗読も実施）
- ・拡大読書器の設置
- ・天眼鏡、ヒアリングループの設置
- ・リーディングトラッカー*3の提供
- ・ピクトグラムによる案内表示
- ・点字ブロックや点字案内板の設置
- ・「音の文庫」事業（京都ライトハウス情報ステーションを通じた録音図書の貸出）

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

市図書館は、加入している視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス等の利用促進を図るとともに、市図書館電子書籍サービスの充実や市図書館HPのバリアフリー化（自動読み上げ機能、文字サイズ・色の変化機能）に取り組みます。

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

京都ライトハウス等関係機関と連携し、点字・録音図書の製作の支援に取り組みます。

4. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

視覚障害者用拡大読書器や視覚障害者用音声読書器、視覚障害者用ポータブルレコーダー等の給付を推進します。また、市図書館では、DAISY 図書再生機の貸出を行います。

5. 製作人材・図書館サービス人材の育成等

京都ライトハウス情報ステーションにおいて行われている、視覚障害者等向けに提供しているサービスの紹介やサピエ等についての情報提供、サービスのノウハウや製作技術等についての公共図書館向けの研修会等の実施に係る必要な支援を行います。

さらに、点訳奉仕員や音訳奉仕員の養成講座や認定試験、フォローアップ等を実施し、地域における図書等の点字や音声、テキストデータ化ができる人材の育成を推進します。

市図書館では、障害者サービスについての職員研修の実施や他機関が行う研修への職員の参加促進を図ります。

*1 Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格

*2 誰もが読書を楽しめるように工夫（ふりがな、絵文字、写真や絵を使用）してつくられた、「やさしく読みやすい本」

*3 読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具

意思疎通支援

9 意思疎通支援の充実

障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人の生活の質の向上に向け、要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣や、ヒアリンググループの普及、意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援の提供など、コミュニケーション方法に応じた必要な支援を実施します。

また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

10 デジタル社会に適合した意思疎通支援

音声読上ソフト等の情報機器のソフトウェアや周辺機器について、デジタル社会の変化に適合した制度となるよう、複数回の助成やサブスクリプション方式へ対応した支給を行います。

手話

11 手話に対する理解促進及び普及

ろう者をはじめとする当事者と関わりながら、手話の意義や役割への理解を深めたり、手話に気軽に触れ、体験できる機会を児童生徒や市民に対し様々な形で提供していきます。

12 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

手話を必要とする人が可能な限り手話により意思の伝達を行い、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者の養成や派遣、当事者が手話を学ぶ機会の提供等の環境の整備を進めていきます。



施策目標 2 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

<現状と方向性>

○ 障害のある人が、住み慣れた地域で自立して生活し、家族介護を前提とせず暮らすためには、居宅介護や生活介護、グループホームや短期入所など、必要とする障害福祉サービスを十分に提供できる体制が必要です。

また、必要とする福祉サービスに的確につなげるためには、相談支援が重要であるため、相談支援体制の更なる充実を図るとともに、複合的な課題を抱えた人等への相談支援の強化も必要です。

さらに、医療的ケアが必要な人や重症心身障害のある人、強度行動障害のある人等への十分な支援、本人やその家族の高齢化に伴い生じる様々なニーズへの対応、緊急時の迅速かつ適切な支援など、きめ細かな対応に努める必要があり、福祉、保健、医療、介護など分野を横断した支援が必要です。

○ 市内の障害保健福祉圏域ごとに設置している5つの地域協議会で把握され、京都市自立支援協議会で集約した検討課題やニーズとしても、一人暮らしの場やグループホーム等の住まいの場の課題、医療的ケアをはじめ専門的な援助技術が必要な人への支援体制の不足、総合支援学校卒業生の進路先の確保、介護保険対象となった人への支援などが挙げられています。

○ 「障害者生活状況調査」においても、居宅介護、移動支援、短期入所、グループホーム、計画相談が、今後利用したい又は回数を増したいサービスとして、回答者数が多い結果となりました。本市のこれらのサービスの過去の実績を見ても、利用人数及び利用量ともに増加傾向で推移しており、こうした利用動向を踏まえると、更なるサービスの利用が予想されるため、必要なサービス量と質の確実な確保に努めることが重要です。

○ また、「障害者生活状況調査」において、「親亡き後への不安」に関する回答が高くなっており、障害のある人それぞれの多様なニーズに応じた住まいの確保が必要です。入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するとともに、親元から独立し、一人暮らしを希望する障害のある人の地域生活を支援していくためには、居住支援に加えて、緊急時に必要な相談機能や受入先の充実が重要な課題であると言えます。

- 今後、「障害者生活状況調査」等の調査結果を踏まえ、障害のある人が必要とする障害福祉サービスを十分に提供できる体制を整備し、入所施設等からの地域移行や親亡き後を見据えた住まいの確保等に取り組み、障害のある人自らの意思に基づき、地域生活が継続できるよう取組を進めます。
- また、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた地域生活支援拠点の整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担う「面的整備」を進めていますが、複数の関係機関が障害のある人の状況に応じて連携できるようコーディネート機能の仕組みについて取組を進めます。
- さらに、社会経済情勢の変化等を背景として、市民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化していることから、ひきこもりや家族（ケアラー）支援をはじめ、複合的な課題を抱える世帯への支援を本市として積極的に取り組みます。

相談支援

13 相談支援体制の充実

障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である保健福祉センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援の提供に努めるとともに、計画相談支援を提供する事業所の設置促進と相談支援従事者に対する研修の実施等による質の向上を図り、相談機能を充実させていきます。

複合的な課題等、一つの施策や制度、機関だけで対応することが困難なものへ効果的な支援が行えるよう、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設一体化施設（COCO・てらす）の専門性や強みを生かして、3施設のどの相談窓口で受け付けた相談事例であっても、適切な専門相談支援につなげるとともに、「障害者地域自立支援協議会」においてネットワークを構築し、相互の連携と情報提供による相談支援を行う体制を整備します。

ピアカウンセラーである障害者相談員やピアサポーター*1の相談支援により、相談支援の活動の充実を図ります。

また、発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人を受け入れている事業所等に対し、必要に応じて、利用しやすい環境の整備・構築や支援に関する助言・研修など、発達障害のある個々の利用者が安心して利用しやすくなるよう事業所等へのコンサルテーション事業に取り組みます。

14 地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置

障害のある人の地域での在宅生活を支えるためには、緊急時に支援が見込めない場合に備え、支援チーム（相談支援事業所やサービス事業所等、普段から本人をよく知る支援者から構成）による支援体制を構築することが重要であることから、支援チームを支えるスーパーバイズ*2機能を強化するため、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置を進めます。

*1 同じような立場や境遇、経験等を持つ人たち同士での支えあう活動

*2 対人援助職者が、指導者からの助言等を通じて、専門的スキルを向上させること

15 主たる介護者等の緊急時を見据えた体制構築

ひとり暮らしの障害のある人で、緊急対応が必要な場合や、普段は同居家族等の介護者がいるものの、当該介護者が急病や事故等により一時的に支援ができなくなった際には、普段から障害のある人の状況を熟知し、信頼関係のある支援者が連携して対応することが重要であることから、緊急時に備え、事前にプランを作成し、緊急時対応を行う仕組みを構築します。

また、緊急時の受入先の確保ができるよう、関係機関でプランを作成・共有するとともに、緊急時に備え、計画的に普段から短期入所を利用することを勧奨する等、障害特性に応じた緊急時対応体制を充実します。

16 子どもから大人への移行に関する切れ目のない相談・支援の提供

総合支援学校の卒業後の進路調整や障害児入所施設からの円滑な移行等、子どもから大人への移行について、ニーズに応じた相談・支援を行います。

17 障害のある人の介護保険への移行支援

障害のある人が65歳到達を機に、障害福祉サービスから介護保険へ移行する際に65歳以上の壁を感じることがないように、障害福祉の相談支援員と介護保険のケアマネジャー双方が情報共有を図り、引き続き、必要なサービスを継続して利用できるよう徹底します。

また、介護保険の支給量や内容では必要なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを併用して利用することが認められていることを事業者向けの集団指導等、あらゆる機会をとらえ周知を行います。

18 24時間・365日切れ目のない相談支援体制

保健福祉センター及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応と合わせて、休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を構築することにより、24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組みます。

<第7期・8期障害福祉計画>

○相談支援体制の充実・強化等

項目	成果目標及び考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。 ①基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援受付件数（R11：80,372件） ②基幹相談支援センターでの専門的な指導・助言（R11：1,999件） ③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R11：24件） ④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R11：24件）

福祉サービス

19 障害福祉サービス等の量等の充実

累増する障害福祉サービスの増加に対応するため、全庁的にあらゆる事業の持続可能な視点からの改革により財源を確保し、障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスをはじめとした必要なサービス量等を確保します。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等への十分な支援体制が確保できるよう、医療型短期入所や強度行動障害のある人の受入れ等のサービス提供体制拡充に取り組む事業者への支援を行うほか、様々なニーズに対し、家族の負担軽減の視点を持って、障害福祉サービス等の施策の充実による対応に努めることにより、支援体制の充実を図ります。

20 生活介護事業所の設置促進

障害のある人の日中活動の場として重要な生活介護は、今後、障害のある人の高齢化・重度化への対応や総合支援学校卒業後の進路先の一つとしてニーズが増えることが予想されることから、更なる生活介護事業所の設置を促進します。

21 障害福祉サービス等の質の向上

医療的ケアが必要な人や重症心身障害、強度行動障害のある人等の支援の必要性の高い人をはじめ多様なニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員の専門的な技術の向上や更なる知識の習得に取り組むとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務水準の向上に努めることができる環境づくりを推進します。

また、支援困難な課題に対し、専門的な知見からの助言・指導を得て適正に対応できるよう、障害者地域自立支援協議会の支援会議へアドバイザー派遣を実施する等、質の高いサービス提供への支援を行います。

22 持続可能な障害福祉施策の推進

障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置（十分な財政支援）を講ずるよう積極的に働き掛けます。

社会福祉関連経費が年々増加し、今後も増加が見込まれる中、あらゆる障害福祉施策について、これまでの施策の理念を踏まえつつ、より効果的かつ効率的な事業執行になるよう点検し、持続可能な障害福祉施策を推進します。

住まい・暮らし

23 グループホーム等の設置促進

入所施設等から地域生活への移行や親元から独立しての一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供を行うとともに、市営住宅等の活用について検討します。

24 地域での住まいの確保と住環境整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自宅の改修の支援を行います。また、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、すこやか賃貸住宅の登録の拡大や障害のある人の一人暮らしの事例を紹介した動画の配信による貸主側への啓発等の取組を推進します。

地域の関係機関連携

25 住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みを作るために、「障害者地域自立支援協議会」において、関係機関の連携を強化し、地域の支援の輪を広げ、支援体制の構築に取り組みます。

26 専門相談機能の充実

地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関がその機能を最大限発揮し、ニーズに応じた相談支援を行います。

また、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センター、発達障害者支援センターかがやきを一体化施設整備し、連携することで、重複障害や複合的な課題を抱えた家庭への支援、保健福祉センターへの専門的観点からのバックアップや障害福祉サービス事業所等に対する地域の支援力向上のサポート等を行い、より専門的な相談支援の充実を図ります。

27 重層的支援の充実

高齢、障害、子ども等の分野の垣根を超えて連携し、包括的に支援する重層的支援の必要性が高まっていることから、多様で複雑化した課題を抱える世帯へ分野横断的かつ有機的に連携しながら、支援の取組を推進・強化していきます。

重度障害のある人への支援

28 重度障害のある人への支援の充実

強度行動障害のある人が安心して生活できる場を確保するとともに、個々の障害特性がきちんと理解され、適切な支援が受けられるようにするため、グループホーム等の新規受入事業所への支援を行い、必要なコンサルテーションを実施します。

また、医療的ケアが必要な重度障害のある人が地域生活を継続することができるよう、医療型短期入所の受入支援や障害福祉サービス事業者、児童通所支援事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援を行う等の取組を進め、支援の輪の拡大を図ります。



地域移行

29 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実

障害のある人の希望を尊重し、その家族の思いや理解促進に十分に配慮しながら、行政、民間、地域の連携による、入所施設や病院からの地域生活への移行の促進に向け、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターを設置し、地域移行に関する助言指導や一人暮らし体験の場の調整をする等の仕組みを構築します。

また、地域移行後必要となるグループホームや生活介護のハード面の設置促進を進めるとともに、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人のグループホームや生活介護の受入を促進するようソフト面についても充実を図ります。

人材の確保・育成

30 介護人材の確保・育成

利用者が増加する障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、障害福祉人材の確保及び人材育成は重要な課題の一つであり、国による処遇改善の充実はもとより、職員採用や定着支援に向けた取組の検討、ICT等の活用による生産性向上、多様な障害特性に応じた研修を実施することで、障害福祉の現場においてより長く働き続ける環境整備を進めていきます。



国が国連の障害者権利委員会から障害者権利条約に係る取組に関する総括所見において、「脱施設」の勧告を受けていることや、障害のある人の地域生活の継続や施設・病院からの地域移行を進めるとの国の方針と軌を一にし、本市においても、国基本指針での目標数値を踏まえた目標設定とします。

<第7・8期障害福祉計画>

○施設入所者の地域生活への移行

項目	成果目標及び考え方
令和11年度末までの地域生活移行者数	令和4年度末入所者（1,193人）の12%以上（144人以上）を地域生活へ移行
令和11年度末時点の施設入所者数	令和4年度末入所者（1,193人）の8.8%以上（105人以上）を削減。

地域生活に必要なサービスを確保し、施設等からの地域移行に取り組むことにより、施設入所者数の減少を目指すとともに、真に入所が必要な方へは、適切に対応していく。

＜第 7 ・ 8 期障害福祉計画＞

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目		成果目標及び考え方
1 年以上 長期入院 患者数	65 歳以上	これまでの減少率（14.4%）に基づき、1,110 人以下と目標値を設定する。
	65 歳未満	これまでの減少率（11.3%）に基づき、253 人以下と目標値を設定する。
入院後 3 か月時点の退院率		第 6 期障害福祉計画と同じ数値である 69%以上と目標値を設定する。
入院後 6 か月時点の退院率		第 6 期障害福祉計画と同じ数値である 86%以上と目標値を設定する。
入院後 1 年時点の退院率		国の目標値（91%）を上回る推移が見込まれるため、これまでの最高値の 92%以上と目標値を設定する。

○障害者の地域生活支援拠点等の整備

項 目	成果目標及び考え方
地域生活支援拠点等の整備	<p>面的整備として、既存の制度・機関を既に地域生活支援拠点の機能に位置付けており、今後以下の機能強化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターをモデル事業として配置し、課題等を検証し、全市域に展開していく。 ・自立支援協議会において、年に 1 回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。 ・強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズと実態を把握し、特に緊急時の対応について支援体制の整備を進める。

○障害福祉サービス等の質の向上

項 目	成果目標及び考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施	<p>下記 2 点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害福祉サービス等に係る研修の実施（R11：1,379 人） ②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

施策目標3 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

<現状と方向性>

- 障害のある人や難病患者が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションが受けられ、気軽に医学上の相談ができる体制などを充実することが必要です。また、ストレスの多い現代社会におけるこのころの健康の保持増進など、様々な保健・医療が求められています。

障害の原因疾病の発生予防から、早期発見・早期支援、それぞれの障害特性等に応じた適切な保健・医療サービスの確保に努め、あわせて、障害のある人の健康づくりの推進に関する周知、啓発などに取り組むことが必要です。

- また、適切な医療にかかるため、医療費にかかる費用負担が過大なものとならないよう、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度の施策を実施することにより、障害のある人が医療につながりやすい環境を整備してきました。

- 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等に取り組み、難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消等を図るとともに、難病患者等の持つ様々なニーズに対応し、医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進する必要があります。

- 「障害者生活状況調査」においては、「避難行動を支援する方がいない」と回答された方や「障害等の性質上、避難所への避難が困難・予定していない」と回答された方が約2割程度おられ、災害時の不安を抱えている方が多い結果となりました。

大規模災害の発災直後に、行政が直接、救助活動を行うことは困難であり、災害が発生したとき、地域住民や障害福祉サービス事業所等による共助の取組も必要です。そのため、平常時から地域での交流が図られ、災害対応力を高めていくことが重要であり、京都の自治の伝統をいかした地域の互助機能と連動した防災体制の強化が求められています。

また、災害時に一般避難所での生活が困難な災害弱者のため、二次避難所として設置する「福祉避難所」について、協定を締結している施設との連携を深め、災害に備えて円滑に開設・運営が行えるよう準備を進めておくことが必要です。

○ 意思表示能力に障害のある人が、本人の意図しない状況に陥ったり、権利が侵害されることのないよう、障害のある人が自らの考えに基づき選択、意思決定することの重要性を認識し、必要な対応を実施するとともに、権利利益の保護等のための事業・制度が適切に広く利用されることが重要です。

また、虐待は障害のある人の権利や尊厳を脅かすものであり、尊厳のある安定した生活が送れるよう、障害者虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

○ 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大については、影響が長期化し、障害のある人やその家族、支援者等が、不安を感じながら生活することとなりました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、コロナ前の日常を取り戻しつつありますが、感染リスクの高い障害のある人に対して、新型コロナウイルス感染症への対策に引き続き取り組むとともに、感染時においても必要なサービスが継続的に提供され、障害のある人等が安心して地域で暮らせるよう取り組みます。



健康・医療

31 障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援

障害の原因となる疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、乳幼児健診をはじめとする各種検査・検診や予防接種を実施するほか、受診を勧奨するなど、早期発見・早期治療と適切な支援につなげます。

32 障害に対する適切な保健医療体制の充実

身体障害や精神障害の原因となる疾病の治療、地域生活を維持するために必要な保健医療サービスなど、ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。

障害のある人に対し、身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため、自立支援医療等各種の公費負担医療制度による支援を引き続き行うとともに、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害のある人への対象拡充を行い、重度障害のある人への保健医療体制の充実に努めます。

定期的な歯科健診等を受けることが困難な障害児者の口腔保健の向上に資する取組を推進します。

33 いきいきと生活できるための健康づくりの推進

こころの健康づくりやスポーツなどを通じ、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

こころの健康

34 こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発

誰もがなりうる可能性のあるうつ病などのこころの病について、こころのふれあいネットワークや講演会の開催等を通じて、正しい知識の普及啓発活動を推進し、精神疾患に対する理解を深める取組を進めていきます。

35 医療や相談支援体制の充実

精神疾患のある方が地域で安心して生活していくためには、夜間も含めた救急時の医療の確保や適切な支援につながるような相談支援体制が必要です。引き続き、精神科救急医療体制の整備や保健福祉センターをはじめとした身近な相談支援体制の充実に努めます。

また、アルコール健康障害をはじめとする依存症についても、医療や相談支援体制の充実に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への相談支援についても取り組みます。

36 精神障害のある人への適切な医療の提供

障害の特性により、適切な医療につながっていない精神障害のある人が、必要なタイミングで医療を受けられるよう、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市長の同意により医療保護入院を行うことを可能とするほか、提供される入院医療については、期間を定め、一定期間ごとに入院の要件の確認を行います。

難病支援

37 難病に対する理解促進

難病には様々な症状があること、症状に変動があることなど、一般的には理解されにくい特性があるため、難病患者やその家族だけでなく、難病に対する理解を社会全体に促進するため、専門の医師・看護師などによる相談会や医療講演会の実施や患者間の交流の促進及び情報発信等の取組を進めていきます。

38 難病患者への支援体制の構築

難病患者への相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点である難病相談・支援センターについて、京都府と協調して共同設置することにより、支援体制を構築します。

39 難病患者への支援の充実

症状に波がある中、療養生活を送る難病患者に対し、保健福祉センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに、支援の対象となる難病の種類を拡充に向けて、国に要望を行っていきます。

災害対策

40 地域における見守り活動の推進

障害のある人の地域での孤立を防ぎ、平常時から避難行動要支援者に係る情報を地域で共有するため、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例を制定しました。同条例に基づく名簿を活用し、協定締結団体を拡大することで、地域における見守り活動の一層の充実を図り、顔の見える関係づくりを推進します。

41 個別避難計画策定の推進

円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難計画を作成することで、地域とのつながりを深め、緊急時においても円滑に安否確認や避難行動等が行えるように取組を進めていきます。

42 コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達

災害時においては、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達できる仕組みを構築していきます。

43 災害時における支援体制の充実

障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めるとともに福祉避難所への直接避難について仕組みを構築していきます。。

また、災害時において、障害のある人への配慮等についての認識を深めるため、障害のある人や支援団体等も参加する訓練等を実施します。

権利擁護・虐待防止

44 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）

45 障害者虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の防止に向け、市民や障害福祉サービス事業者等に対して、虐待に関する正しい知識の普及や通報義務等の広報・啓発、意識向上を促進する研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、通報受付後には、関係機関と連携を図り、迅速な安全確保や適切な支援などに取り組んでいきます。

また、精神科病院における虐待防止に向け、病院管理者による従事者への研修や普及啓発を行うとともに従事者による虐待を発見した場合に通報する仕組みを整備するなどの取組を進めます。

46 成年後見制度の利用等の推進

意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障害のある人の実情に即した、本市成年後見制度利用促進計画を本プランと一体的に策定し、障害のある人が、自らの考えで選択し、自己決定するための支援を行うとともに、意思表示能力に障害があるために契約行為等が困難な方が、日常生活に支障が生じることのないよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。

<成年後見制度利用促進計画>

取組方針

- 成年後見制度（認知機能が低下している状況で利用する「法定後見制度」、将来の認知機能の低下に備える「任意後見制度」）の更なる市民周知や、支援機関等の職員の理解促進に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助等を行う、社会福祉協議会の事業）の利用者で、状態の変化により、成年後見制度の利用が望ましい方について、成年後見制度への円滑な移行促進に取り組みます。
- 本人や親族が申立てできず、京都市長が申立てを行う場合に、支援チームの意見を踏まえた適切な専門職後見人等が選任されるよう、専門職団体や家庭裁判所とともに、専門職後見人等の候補者推薦の仕組みを検討します。
- 引き続き市民後見人の育成に取り組むとともに、専門職団体や家庭裁判所とともに、専門職後見人から市民後見人へ交代するリレー方式など、市民後見人の活躍促進の仕組みを検討します。
- 円滑な権利擁護支援に向けて、地域ケア会議等の既存の会議を活用し、成年後見制度の周知・啓発や、相互連携の促進、事例の共有等、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 自らの意思が反映された社会生活が送れるように、専門職団体等とともに、身寄りがない方の入院・施設入所等の課題に関する取組や、更なる意思決定支援の取組を促進します。

感染症対策

47 感染症等の新たな課題に対する支援

新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスを提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組みます。

施策目標4 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

<現状と方向性>

- 障害のある人もない人も誰もが誇りをもって、いきいきと満足度の高い生活を送るためには、地域の人々との協働やボランティア活動等により、住み慣れた地域社会の中で積極的に社会参加できる場や機会が得られ、幅広く交流が図られることが大切です。
- 近年、文化芸術分野において障害のある人の作品に対する関心が高まっており、その個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されています。本市においても、障害のある人の生活にうるおいを与えるものとして、また、自己表現の場として、文化芸術活動は欠かせないものであり、文化庁の京都市への移転を好機と捉え、芸術・文化活動を促進します。
- 障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復と充実した生活を送るため、スポーツの機会をもつことは大切なことであり、本市においても、これまでから、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる機会や競技の場の確保に努めてきました。
引き続き、障害者スポーツに関する情報提供や、スポーツに親しむ機会の提供など障害者スポーツの更なる振興に努めます。
- 就労は、経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいをもつという意義もあります。意欲と能力と適正、また、ライフステージに応じ、関係機関が連携して障害のある人の一般企業等への就労（一般就労）を促進していく必要があります。
障害のある人の就労支援については、国においても重要な取組となっており、障害のある人の法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、各企業における雇用率向上に向け、更なる取組が求められています。
- 一般就労が困難な人にとって、福祉的就労は重要な「働く場」ですが、相対的に工賃はまだまだ低い状況にあります。障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる福祉的就労の底上げを図ります。

地域交流

48 地域とのつながりの構築

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日頃から地域での交流を図るなど、顔の見える関係づくりが重要です。そのため、地域コミュニティの活性化を推進し、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することにより、障害のある人と地域との連携を深め、障害のある人の地域交流への参加を進めます。

また、障害のある人が、地域の学校等を訪問し、児童・生徒との交流を図る等、障害のある人とない人が交流する機会を創出し、障害や障害のある人への理解と認識を深める取組を引き続き推進します。

49 地域活動を支える担い手の育成

市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な機会であるとともに、障害のある人が、地域活動など様々な活動に参加する機会を拡大するものであるため、引き続き、市民参加の福祉ボランティア活動を進めます。

あわせて、障害のある市民を支援する人を対象にリハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた研修や交流セミナーを実施するなど、地域リハビリテーション推進の取組を進めます。



社会参加

50 社会的活動への参加促進

自らの意思と選択によって、ライフステージのあらゆる場面で、それぞれの興味・関心に応じて、社会的活動に参加できるよう、障害のある人の社会参加への意欲を高めるための啓発を行うとともに、社会参加を支援する取組を進めます。

51 社会的活動に参加しやすい環境の整備

障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、市バス・地下鉄やタクシー等の経済的な負担軽減や、障害のある人の居場所づくり、観光していただけるコースの紹介など、ハード面だけでなく、ソフト面からも社会参加しやすい環境を整備します。



52 障害のある人自身による主体的な社会活動の支援

障害のある人の自主的な活動を推進するため、同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、お互いに支え合うピアサポート活動等を推進します。



就労

53 一般就労の促進

京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進するほか、障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保等に取り組みます。総合支援学校においても、引き続き、学校での学習と企業等での実習を結びつけた「デュアルシステム」や働くことの基盤となる力である自己肯定感を育む「地域協働活動」など、関係団体や関係機関と連携した様々な取組を推進します。

あわせて、障害福祉サービス事業所など、支援する担い手の「障害のある人を支える力」の向上も図るとともに、伝統産業、農業、文化芸術などの新たな分野への雇用促進に取り組みます。

54 重度障害のある人が就労できる支援体制の充実

重度障害のある人や視覚障害のある人が支援を受けながら働くことができるよう、取組を進めます。

55 定着支援の充実

障害のある人が就職し、職場に適応し定着するためには、就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けた取組も重要です。そのため、一般就労への円滑な移行のための就労系障害福祉サービスの一時的な利用等、それらの課題に対応できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。

56 福祉的就労の底上げ

障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど、福祉的就労の底上げを図っていきます。

また、障害のある人にとって、より適切に就労・障害福祉サービスを選択することが可能となるよう就労選択支援を行います。

<第7・8期障害福祉計画>

○障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

項目	成果目標及び考え方
一般就労への移行者数	これまでの実績に基づき、令和3年度実績の1.40倍以上（440人以上）と目標を設定する。
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所	国指針以上の数値である7割以上と目標値を設定する。
就労定着支援事業所の利用者数	これまでの実績に基づき、令和3年度実績の1.65倍以上（374人以上）と目標を設定する。
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※1）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	国の指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※1 前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

※2 福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における目標設定は行わないこととします。なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握していきます。

文化芸術

57 文化芸術活動の振興

障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による商品化等、障害者芸術の活性化に取り組みます。

また、障害のある人が文化芸術活動に参加する機会を提供するため、創作活動等の場づくりを支援する担い手の育成に努めます。

スポーツ

58 障害者スポーツの振興

障害者スポーツに関する情報発信により、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、より多くの障害のある人が、スポーツに親しむことができるよう、裾野拡大と競技力向上の両面から障害者スポーツの振興を進めます。

また、障害者スポーツの普及に向け、障害者スポーツを指導できる人材の育成に努めます。

施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

<現状と方向性>

- 平成30年度から令和4年度にかけて、本市における障害児通所支援の支給決定者数は約30%増、費用額は約45%増となり、サービスの供給が進んでいます。

これは、近年の発達障害の認知の社会的広がりにより、従来は育てにくさ・生きづらさを抱えながらも障害として認知されず、発達支援につながってこなかった子どもたちが、幼少期の間に発達支援につながることを要因であると考えられています。

今後は、身近な地域で質の高い支援を受けることができるよう取組を推進していくことが求められています。

加えて、発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。

- 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。

中でも、医療的ケア児に関しては、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化しており、医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため、令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する旨の責務が定められています。

これを受け、本市としては、医療的ケア児等地域支援コーディネート事業をモデル的に実施するなど、一層の支援体制の充実を進めています。

- 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。

- 令和5年4月1日、こども基本法が施行されるとともに、発足したこども家庭庁を司令塔として、社会全体で子どもや若者に関する「こども施策」の取組を総合的に進めています。

こども基本法の理念の1つに、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」とあり、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮し、取組を進めていく必要があります。

具体的には、障害のある子どももない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけるため、社会の様々な場面で、障害の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりや、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて子育て支援施策全体の中でも障害のある子どもへの支援を進め、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進していくことが重要です。

- 障害のある子どももない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様な学びの場の設置とともに、障害のある子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した適切な指導・支援が求められています。

早期発見・早期支援

59 関係機関との連携による早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

60 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援を早期に受けられることができるよう、ニーズに応じた児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進、児童発達支援センターにおける「気づき」の段階での相談等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

特性や状況に応じた支援の提供

61 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討

京都府が医療的ケア児等に対する総合的な支援を行うために設置する医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児等地域支援コーディネーターを配置することで、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、地域で医療的ケア児等を支援する体制を構築します。

重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得に係る職員研修の受講促進に努めます。

また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。

62 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

なお、京都府が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に向けて整備を進めており、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題などの情報共有や更なる支援の充実を行います。

63 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施

障害児入所施設においては、虐待を受けた障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、虐待防止研修や虐待防止委員会の設置、担当者の配置等といった被措置児童等虐待防止の取組を行います。

とりわけ、入所している児童が18歳以降、地域での生活など大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行います。

相談・支援・連携体制の強化

64 児童発達支援センターの中核機能の強化

児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害者通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能といった中核的な支援機能を備えるための整備を進めるとともに、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の構築を進めます。

65 障害児相談支援の充実

区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課、児童福祉センター、総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」、教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）等における相談体制の充実を図ります。

その中でも、児童発達支援センターについては、「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する身近な窓口として、相談対応を行うといった相談支援体制の構築を行います。

また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

66 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）

67 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進

幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービスと児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。

68 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる全ての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

69 インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり

子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供を進め、障害のある子どもが可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域共生社会の実現を進めます。

70 子育て支援と障害児支援に係る双方向からの連携の実施

障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置付け、児童発達支援センターが中心となり保育所等訪問支援の利用促進等を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援を行います。

加えて、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われるような、地域の体制づくりを進めます。

一人一人の教育的ニーズに応じた教育

71 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援（※）

インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談をはじめとした就学支援・教育支援を行います。

また、地域の学校で学びたいという保護者の思いを最大限尊重し、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校には全て育成学級を設置するとともに、普通学級における、全ての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実、スロープ等による段差解消をはじめとするバリアフリー環境の向上など環境整備を進めます。

家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習を積極的に推進します。

※本市では、障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しています。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

72 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の実施

自立と社会参加を目指して子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及びきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場の整備充実や、総合育成支援員や看護師、スクールカウンセラー等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図ります。

また、「就学支援シート」や、各校種での「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」等を活用し、校種間の一層の連携・接続を行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を、福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。

<第3・4期障害児福祉計画>

○障害児支援の提供体制の整備等

項目	成果目標及び考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	本市においては、既に市内に9か所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16か所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
難聴児支援のための中核機能を有する体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核とした連携体制を構築し、難聴児の早期発見・早期療育に向けた体制整備を一層進める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5か所）、放課後等デイサービス（9か所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	引き続き、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を設置し、連携を進める。 加えて、「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の配置を進め、地域の支援体制の向上、家族や支援機関の負担軽減等、医療的ケア児等に関する支援の更なる充実を図る。
障害児入所施設に入所する児童が地域での生活など大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、地域での生活など大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行う。

共生社会の実現に向けて

基本方針：障害のある人もない人も、全ての人が

重点的な視点1 どのような障害があっても、自分らしく地域生活が継続でき、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実します

重点的な視点2 「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、障害のある女性や、障害のある人の家族（ケアラー）への支援も含め、複数の分野にまたがる課題については、関係機関が連携し、分野横断的な支援を充実します

施策目標1 お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

障害のある人や障害に対する合理的配慮への正しい理解の普及・啓発をします。

啓発

【施策】

- ★障害を理由とする差別の解消に向けた事業者による合理的配慮の提供に関する相談体制

ユニバーサルデザイン

【施策】

- ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及

情報保障・読書バリアフリー

【施策】

- ★読書バリアフリー計画の策定
- ◎行政情報における音声コードの試験導入

意思疎通支援 **【施策】** ◎デジタル社会に適合した意思疎通支援

手話 **【施策】** ●手話に対する理解促進及び普及

施策目標2 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

家族の過度な負担を前提とせず、すべての障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取り組みを進めます。

相談支援

【施策】

- ★地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置
- ★主たる介護者等の緊急時を見据えた体制構築
- ◎発達障害のある人への支援

福祉サービス

【施策】

- ★日中活動の場として重要な「生活介護」の設置促進
- 持続可能な障害福祉施策の推進

住まい・暮らし

【施策】

- ★地域生活における住まいの場として重要な「グループホーム」の設置促進
- ◎障害のある人の入居に協力する賃貸住宅家主の登録制度

地域の関係機関連携

【施策】

- ★3施設一体化による専門性を生かした「地域の支援向上チーム」と「区役所・支所サポートチーム」の設置
- ★重層的支援ネットワークとの連携

重度障害のある人への支援

【施策】

- ◎強度行動障害のある人の受入促進
- ◎医療的ケアが必要な人の受入促進

地域移行

【施策】

- ★地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置(再掲)
- ★施設や親元からの独立に向けた一人暮らし体験等の場・機会の確保

人材の確保・育成

【施策】

- 多様な障害特性に応じた研修の実施
- ★職員採用や定着支援に向けた取組の検討

★…新規 ◎…充実 ●…継続

(重点施策一覽)

違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

重点的な視点3 安心して地域生活ができるよう、新興感染症等の大規模な感染拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害がある人が受ける影響を考慮し、きめ細かい配慮の視点をもって施策を推進します

重点的な視点4 特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられることができるような支援体制の充実や、切れ目のない支援を推進します

施策目標3 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

医療の確保と生活の質の維持向上を図るとともに、地域で安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

健康・医療

【施策】

- ★障害者医療における精神障害のある人への対象拡大
- ◎障害児者の口腔保健の推進

こころの健康

【施策】

- ◎精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備

難病支援

【施策】

- 難病患者への支援の充実

災害対策

【施策】

- 地域における見守り活動の推進
- 個別避難計画策定の推進
- ★福祉避難所への直接避難の仕組みの構築

権利擁護・虐待防止

【施策】

- ★虐待防止に向けた取組の推進
- ◎成年後見制度利用促進計画の策定

感染症対策

【施策】

- 感染症等の新たな課題に対する支援

施策目標4 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

地域とつながりながら生きがいをもち、個々の能力を発揮することができる環境整備を進めます。

地域交流

【施策】

- 地域とのつながりの構築

社会参加

【施策】

- 社会的活動に参加しやすい環境の整備

就労

【施策】

- 一般就労中の就労系サービスの一時利用
- 伝福連携、農福連携
- ◎重度障害者の就労支援

文化芸術

【施策】

- 文化芸術活動の振興

スポーツ

【施策】

- 障害者スポーツの振興
- 支援する担い手の育成

施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援

【施策】

- ◎関係機関との連携による早期発見・早期支援
- ◎身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

相談・支援・連携体制の強化

【施策】

- ★児童発達支援センターの中核機能の強化
- ◎障害児相談支援の充実
- ◎重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討(再掲)
- 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」と連携した取組の推進

特性や状況に応じた支援の提供

【施策】

- ◎重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- ◎様々な障害や特性に応じた支援体制の充実
- ◎障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施

地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

【施策】

- ★インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり
- ★子育て支援と障害児支援に係る双方向からの連携の実施

一人一人のニーズに応じた教育の推進

【施策】

- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 一人一人のニーズに応じた教育の実施

2 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

＜第7・8期障害福祉計画及び第3・4期障害児福祉計画＞

(1) 訪問系サービス

(上段：利用者数、下段：延べ利用時間数(1月当たり))

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
居宅介護等	6,140人 329,533時間	6,425人 351,990時間	6,710人 374,447時間	6,995人 396,904時間	7,280人 419,361時間	7,565人 441,818時間	7,850人 464,275時間
居宅介護 【新規】	4,275人 129,858時間	4,457人 137,453時間	4,639人 145,048時間	4,821人 152,643時間	5,003人 160,23時間8	5,185人 167,833時間	5,367人 175,428時間
重度訪問介護	446人 160,175時間	469人 172,117時間	492人 184,059時間	515人 196,001時間	538人 207,943時間	561人 219,88時間5	584人 231,827時間
同行援護 【新規】	639人 14,539時間	661人 15,276時間	683人 16,013時間	705人 16,750時間	727人 17,487時間	749人 18,224時間	771人 18,961時間
行動援護 【新規】	779人 24,806時間	837人 26,989時間	895人 29,172時間	953人 31,355時間	1,011人 33,538時間	1,069人 35,721時間	1,127人 37,904時間
重度障害者等包 括支援【新規】	1人 155時間	1人 155時間	1人 155時間	1人 155時間	1人 155時間	1人 155時間	1人 155時間

(2) 日中活動系サービス等

(上段：利用者数、下段：延べ利用日数(1月当たり))

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
生活介護	3,660人	3,795人	3,930人	4,065人	4,200人	4,335人	4,470人
	63,518人日	65,178人日	66,838人日	68,498人日	70,158人日	71,818人日	73,478人日
うち強度行動 【新規】	1,588人	1,646人	1,705人	1,763人	1,822人	1,880人	1,939人
	32,040人日	32,873人日	33,706人日	34,539人日	35,372人日	36,205人日	37,038人日
うち医療的ケア 【新規】	150人	156人	161人	167人	172人	178人	183人
	1,749人日	1,794人日	1,840人日	1,885人日	1,931人日	1,976人日	2,022人日
自立訓練 (機能訓練)	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人
	409人日	409人日	409人日	409人日	409人日	409人日	409人日
自立訓練 (生活訓練)	169人	169人	169人	169人	169人	169人	169人
	2,814人日	2,814人日	2,814人日	2,814人日	2,814人日	2,814人日	2,814人日
就労選択支援【新規】	-	-	113人	119人	124人	130人	136人
	-	-	1,125人日	1,185人日	1,243人日	1,300人日	1,358人日
就労移行支援	507人	525人	544人	563人	581人	600人	619人
	8,876人日	9,293人日	9,709人日	10,125人日	10,542人日	10,958人日	11,374人日
就労継続* 支援A型	1,070人	1,143人	1,217人	1,291人	1,364人	1,438人	1,512人
	21,956人日	23,596人日	25,236人日	26,876人日	28,516人日	30,156人日	31,796人日
就労継続* 支援B型	4,223人	4,384人	4,546人	4,707人	4,869人	5,031人	5,192人
	74,869人日	77,588人日	80,308人日	83,027人日	85,746人日	88,465人日	91,184人日
就労定着支援	123人	126人	130人	133人	137人	140人	144人

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
療養介護	194人	194人	194人	194人	194人	194人	194人
医療型	61人 316人日	66人 354人日	72人 391人日	78人 428人日	83人 466人日	89人 503人日	95人 540人日
うち強度行 動【新規】	13人	15人	16人	17人	18人	20人	21人
うち医療的 ケア【新規】	78人日	87人日	95人日	104人日	113人日	122人日	131人日
短期 入所	61人 316人日	66人 354人日	72人 391人日	78人 428人日	83人 466人日	89人 503人日	95人 540人日
福祉型	766人 3,582人日	816人 3,695人日	867人 3,807人日	918人 3,919人日	968人 4,032人日	1,019人 4,144人日	1,070人 4,256人日
うち強度行 動【新規】	441人 1,684人日	470人 1,735人日	499人 1,785人日	528人 1,836人日	556人 1,886人日	585人 1,936人日	614人 1,987人日
うち医療的 ケア【新規】	44人 145人日	46人 148人日	48人 152人日	50人 155人日	52人 158人日	54人 161人日	57人 165人日

* 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。(A型は、原則として雇用契約による就労で、B型は原則として雇用契約によらない就労となります。)

(3) 居住系サービス

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
自立生活援助*1	10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人
グループホーム	1,043人	1,143人	1,243人	1,343人	1,443人	1,543人	1,643人
うち強度行動【新規】	276人	302人	328人	354人	380人	406人	433人
うち医療的ケア【新規】	20人	21人	23人	25人	26人	28人	30人
施設入所支援	1,178人	1,163人	1,148人	1,133人	1,118人	1,103人	1,088人

グループホームについては、これまでの利用実績に加え、地域生活への移行者数を念頭に今後は毎年100人の増加を見込みます。
施設入所支援については、地域生活への移行者を控除したうえで、真に必要と判断される利用者数を加えた数を勘案して、サービス見込量を設定します。

*1 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うもの。

(4) 相談支援 (1月当たり)

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計画相談支援*2	1,724件	2,425件	2,628件	2,831件	3,034件	3,237件	3,440件
地域移行支援	7.3件	19.0件	19.0件	19.0件	19.0件	19.0件	19.0件
地域定着支援	39.5件	46.5件	53.5件	60.5件	67.5件	74.5件	81.5件

*2 障害のある人がサービスを計画的に利用し生活の質を更に向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえた総合的な計画であるサービス等利用計画の作成をするとともに、継続的にその計画の実施状況の検証(モニタリング)を行い、サービスの見直し等を行うもの。

(5) 発達障害者支援

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域協議会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
相談支援	2,555件	2,555件	2,555件	2,555件	2,555件	2,555件	2,555件
関係機関への助言	95件	95件	95件	95件	95件	95件	95件
研修・啓発	47件	47件	47件	47件	47件	47件	47件
支援プログラム等の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人	26人	26人
ペアレントメーター*の人数	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

本市では、発達障害者支援連携協議会を発達障害者支援法に規定する地域協議会に位置付けており、発達障害者支援センター、幼児児童生徒支援、就労支援の3つの課題別に設置された部会等における発達障害支援の実施状況の報告のため、地域協議会を年1回開催すると見込んでいます。

*自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	13人	13人	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	5.6人	7.0人	7.0人	7.0人	7.0人	7.0人	7.0人
精神障害者の地域定着支援	39.3人	42.3人	42.3人	42.3人	42.3人	42.3人	42.3人
精神障害者の共同生活援助	303人	314人	314人	314人	314人	314人	314人
精神障害者の自立生活援助	11人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新規】	147人	143人	143人	143人	143人	143人	143人
精神病床における退院患者の退院後の行き先							
一人暮らし・家庭	62人	68人	68人	68人	68人	68人	68人
グループホーム等の居住系サービス	52人	62人	62人	62人	62人	62人	62人
転院、院内転科	251人	251人	251人	251人	251人	251人	251人
その他(死亡による退院を含む)	280人	280人	280人	280人	280人	280人	280人

(7) 障害児支援

(上段：利用者数、下段：延べ利用日数(1月当たり))

区分	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
放課後等 デイサービス	3,517人 42,372人日	3,569人 42,908人日	3,683人 44,281人日	3,801人 45,698人日	3,923人 47,160人日	4,049人 48,669人日	4,179人 50,226人日
児童発達支援	2,489人 14,905人日	2,586人 15,516人日	2,668人 16,008人日	2,752人 16,512人日	2,840人 17,040人日	2,931人 17,586人日	3,025人 18,148人日
障害児相談支援	283人	330人	385人	450人	525人	613人	715人
障害児入所施設	47人	47人	47人	47人	47人	47人	47人
保育所等訪問支援	39人 71人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日
居宅訪問型 児童発達支援	4人 6人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーター	4人	8人	12人	20人	20人	20人	20人

※公表中の計画数値の考え方を踏まえ、令和11年度まで設定。本年に行う放課後等の過ごし方等に関する調査を踏まえ、令和6年度において、令和7年度以降の目標数値を再設定する。

＜参考＞障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

障害児支援に関するサービス量のほか、「京都市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの数値から、保育園（所）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの数値についても参考に設定します。

【各事業において障害児として認定している割合（令和4年度）】

	児童数 (A)	障害児の数 (B)	割合 (B/A) ①
保育園（所） (認定こども園を含む)	29,297	1,909	6.5%
放課後児童健全育成事業	15,483	1,047	6.8%

【保育所等に係る利用ニーズのうち、障害児に係る数値】

◆令和6年度見込み

		令和6年度
保育園（所） (認定こども園を含む)	a：量の見込み（現行プラン）	34,670
	b：(①で算出した割合)	6.5%
	障害児に係る数値（a×b）	2,254
放課後児童健全育成事業	a：量の見込み（現行プラン）	15,631
	b：(①で算出した割合)	6.8%
	障害児に係る数値（a×b）	1,063

※令和7年度以降の見込みについては、見込みの算出が困難であるため、令和6年度のみを掲載

3 地域生活支援事業の実施に関する事項 <第7・8期障害福祉計画及び第3・4期障害児福祉計画>

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定めます。(単位は年間の数)

事業名	5年度実績 (見込)		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		事業内容
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業															
① 障害者相談支援事業	15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		障害者地域生活支援センターを設置し、相談、福祉サービス利用の援助、ケアプラン作成、関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し、相談支援体制を強化する。
② 基幹相談支援センター 一等機能強化事業	5 か所		5 か所		5 か所		5 か所		5 か所		5 か所		5 か所		障害者地域生活支援センターのうち圏域に応じた5か所に対して、地域の相談支援事業者に対する研修会の企画運営、専門的な指導・助言等の基幹相談支援機能を付加する。
③ 住宅入居等 支援事業	15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		15 か所		一般住宅入居希望者に必要な調整等の支援を行う。
(2) 権利擁護支援事業															
成年後見制度 利用支援事業	15 件		15 件		15 件		15 件		15 件		15 件		15 件		生活保護受給世帯等経済的困窮に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
障害者虐待防止対策支 援事業	1,300 件		1,300 件		1,300 件		1,300 件		1,300 件		1,300 件		1,300 件		新規事業所説明会等において、制度の周知・啓発を行う。

事業名	5年度実績 (見込)		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		事業内容
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3) コミュニケーション 支援事業															
① コミュニケーション 支援事業	10,804 件	10,933 件	11,062 件	11,191 件	11,320 件	11,449 件	11,578 件	派遣事業及び手話通訳者設 置事業の合計							
派遣事業	4,264 件	4,393 件	4,522 件	4,651 件	4,780 件	4,909 件	5,038 件	手話通訳者、要約筆記者、 盲ろう通訳・介助員の派遣 を行う。							
手話通訳者設置事 業	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	7,305 件	7,305 件	7,305 件	7,305 件	7,305 件	7,305 件	7,305 件	手話通訳者の設置を行う。 ※件数は手話通訳者の相談 件数の見込み
② 養成事業 (専門性の高い意思疎 通支援)	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人	手話通訳者、要約筆記者、 盲ろう通訳介助員の各養成 講座を行う。 ※修了者数見込み
③ 奉仕員等養成研修事 業	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	656 人	音声・点字・手話等の各奉 仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4) 日常生活用具給付 等事業 (①～⑥)	37,257 件	37,618 件	37,984 件	38,355 件	38,732 件	39,114 件	39,501 件	重度障害のある市民に日常 生活用具の給付・貸与を行 う。							
① 介護・訓練支援用具	129 件	132 件	135 件	138 件	141 件	144 件	147 件	身体介護を支援する用具等							
② 自立生活支援用具	505 件	505 件	505 件	505 件	505 件	505 件	505 件	入浴、食事、移動等の自立 生活を支援する用具							
③ 在宅療養等支援用具	334 件	341 件	348 件	355 件	362 件	369 件	376 件	在宅療養等を支援する用具							
④ 情報・意思疎通支 援用具	390 件	402 件	414 件	426 件	439 件	452 件	466 件	情報収集・伝達、意思疎通 を支援する用具							
⑤ 排泄管理支援用具	36,011 件	36,371 件	36,735 件	37,102 件	37,473 件	37,848 件	34,883 件	ストーマ器具等の排泄管理 を支援する用具							
⑥ 居宅生活動作補助用 具 (住宅改修費)	35 件	35 件	35 件	35 件	35 件	35 件	35 件	居宅生活動作等を円滑にする ための住宅改修							
(5) 移動支援事業	526 か所	551 か所	576 か所	601 か所	626 か所	651 か所	676 か所	個別支援を基本として、社会 参加、余暇活動のための外出 支援を行う。 ※人数、時間は各年度3月の 見込み							
	40,280 時間/月	40,308 時間/月	40,334 時間/月	40,359 時間/月	40,384 時間/月	40,412 時間/月	40,440 時間/月								

事業名	5年度実績 (見込)		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		事業内容
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(6)地域活動支援センター(機能強化型Ⅱ)	3 か所	100 人	3 か所	100 人	3 か所	100 人	3 か所	100 人	3 か所	100 人	3 か所	100 人	3 か所	100 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
(7)発達障害者支援センター運営事業	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	1 か所	2,851 件	関係機関と連携しながら、発達障害のある市民への支援を強化していく。 ※相談件数見込み
(8)理解促進啓発事業		11件		11件		11件		11件		11件		11件		11件	街頭啓発箇所数
(9)自発的活動支援事業															
①ほほえみ交流活動支援事業		45回		45回		45回		45回		45回		45回		45回	ほほえみ交流活動支援事業の実施回数
②こころのふれあい交流サロン運営事業		12か所		14か所		14か所		14か所		14か所		14か所		14か所	精神障害のある市民の孤立を防ぎ、ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等、交流の場(サロン)を設置する。
③その他		3事業		3事業		3事業		3事業		3事業		3事業		3事業	障害のある市民等が自発的に行うピアサポートやボランティア等の活動への支援事業を行う。
(10)精神障害のある人への支援															
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	47 回	1,346 人	精神障害者地域移行・地域定着事業におけるピアサポートの活用(普及啓発活動の実施)回数、参加者数
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		1か所		1か所		1か所		1か所		1か所		1か所		1か所	発達障害者支援連携協議会を発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付け。

事業名	5年度実績 (見込)		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		事業内容
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(11) その他の事業															
① 福祉ホーム事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	低額で居室等を提供し、管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 訪問入浴サービス事業	89 人分	91 人分	93 人分	95 人分	97 人分	99 人分	101 人分	101 人分	99 人分	97 人分	99 人分	101 人分	101 人分	101 人分	居室や施設での入浴が困難な方などに訪問入浴サービスを提供する。
③ 生活訓練等事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	日常生活に必要な訓練や指導を行う。
④ 日中一時支援事業	243 人分	253 人分	263 人分	273 人分	283 人分	293 人分	303 人分	303 人分	293 人分	283 人分	293 人分	303 人分	303 人分	303 人分	施設で一時的に介護等のサービスを提供する(宿泊を伴わない)。
⑤ 社会参加促進事業															
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	障害者週間のポスター展、京都にとっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成、設置する。
エ 自動車改造助成事業	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	17 件	身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

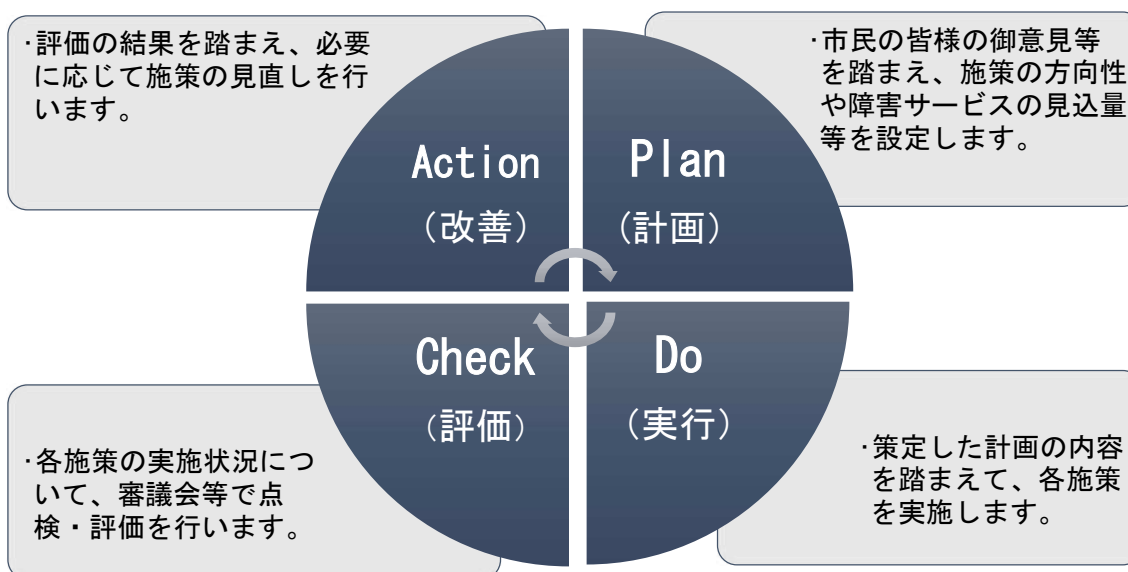
このプランは、その範囲が福祉、保健、生活環境、雇用・就労、地域活動などの広範な分野にわたっているため、関係局・区間の相互の調整を十分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

また、プランの実効性を確保するため、毎年度このプランに基づく施策の進捗状況を「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、そこで得られた意見を次年度以降の取組に反映させるとともに、ホームページ等で市民に公表します。

2 PDCAサイクルによる計画の見直し

本市では、今後6年間、この計画に基づき施策を推進していきますが、社会情勢やニーズの変化、国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策について、点検・評価を行うとともに、その結果を各施策の実施方法に反映したり、必要に応じて施策の展開の見直しを行うためのPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、プランの内容について不断の見直しを行い、新たな課題にも柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



参考資料

国の基本指針

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号））

○ 成果目標（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

		基本指針に定める目標値
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	① 令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上 ② 令和8年度末の施設入所者数 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和8年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上 ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 国が提示する式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上 ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率については84.5%以上 ・令和8年度における入院後1年時点の退院率については91.0%以上
(3)	地域生活支援の充実	① 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する。 ② 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値 ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。 ③ 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ④ 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※2）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

(5)	障害児支援の提供体制の整備等	<p>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 <p>② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <p>令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>
(6)	相談支援体制の充実・強化等	<p>令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み ・指導監査結果の関係市町村との共有 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み

○ サービス見込量（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

項 目		内 容
訪問系サービス	居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系サービス	生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労選択支援	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	就労定着支援	
	療養介護	
	短期入所（福祉型、医療型）	
居住系サービス	自立生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、サービス見込量を設定 さらに、当該利用者のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込を設定することが望ましい
	施設入所支援	施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定
相談支援	計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児支援	児童発達支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、利用が見込まれる障害児の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	
	障害児相談支援	
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	

発達障害者支援	発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定
	発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要なと判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	
	ペアレントメンターの人数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
	ピアサポートの活動への参加人数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、人数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	現状の活動状況及び発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
	精神障害者の地域移行支援	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定
	精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	精神障害者の共同生活援助	
	精神障害者の自立生活援助	
	精神障害者の自立訓練(生活訓練)	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定	

京都市障害者施策推進審議会条例

平成 6 年 3 月 10 日
条例第 42 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成 24 年 5 月 28 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中「25 人」を「35 人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(平成 24 年 5 月 28 日規則第 8 号で平成 24 年 5 月 28 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

京都市障害者施策推進審議会 委員名簿

(令和6年3月1日現在)

氏名	所属団体等	備考
1 岡田 まり	立命館大学教授(産業社会学部)	会長
2 赤穂 美栄子	特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3 井川 恵美子	高次脳機能障害支援家族会 里やま	
4 岩井 浩	京都腎臓病患者協議会 事務局長	
5 上田 克枝	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会 会長	
6 大石 裕一郎	京都精神保健福祉施設協議会 副会長	
7 岡 千栄子	公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会 会長	
8 岡田 康平	京都弁護士会	
9 岡田 多栄子	公益社団法人 京都府視覚障害者協会 会長	
10 岡田 幸美	京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
11 岡山 祐美	日本自立生活センター ピアカウンセラー	
12 加藤 太一	きょうされん京都支部 市内ブロック長	
13 川田 よしみ	京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
14 小坂 義夫	特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会 理事長代行	
15 酒伊 良行	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会 理事	
16 島崎 明子	京都ダウン症児を育てる親の会 トライアングル 事務局員	
17 清水 一史	京都障害者就業・生活支援センター 副所長	
18 高田 敏司	株式会社 京都新聞社 論説委員長	
19 谷淵 啓	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 事務局次長	
20 田村 和宏	立命館大学教授(産業社会学部)	
21 塚崎 直樹	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長	
22 寺嶋 修一	京都市民生児童委員連盟 理事	
23 時森 康郎	一般社団法人 京都障害者スポーツ振興会 副会長兼理事長	
24 中西 昌哉	京都市知的障害者福祉施設協議会 副会長	
25 中村 眞理子	京都精神神経科診療所協会 理事	
26 野村 裕美	同志社大学教授(社会学部)	
27 橋本 英憲	特定非営利活動法人 京都市中途失聴・難聴者協会 理事長	
28 長谷川 唯	京都ユーザーネットワーク 代表補佐	
29 半田 優	市民公募委員	
30 古川 暁子	一般社団法人 京都精神科病院協会 医療法人栄仁会 宇治おうばく病院精神科医長	
31 松田 光博	ピープルファースト京都	
32 三木 秀樹	一般社団法人 京都府医師会 理事	
33 南 裕一郎	一般社団法人 京都自閉症協会 副会長	
34 森元 峰子	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	
35 山中 泰紀	特定非営利活動法人 京都頸髄損傷連絡会 会計担当	

※会長を除き五十音順。敬称略。

京都市障害者施策推進審議会作業検討部会 委員名簿

氏 名		所 属 団 体 等	備考
1	岡田 まり	立命館大学教授（産業社会学部）	部会長
2	赤穂 美栄子	特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3	井川 恵美子	高次脳機能障害支援家族会 里やま	
4	上田 克枝	一般社団法人京都手をつなぐ育成会 会長	
5	岡田 多栄子	公益社団法人 京都府視覚障害者協会 会長	
6	岡田 幸美	京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
7	岡山 祐美	日本自立生活センター ピアカウンセラー	
8	加藤 太一	きょうされん京都支部 市内ブロック長	
9	川田 よしみ	京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
10	小坂 義夫	特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会 理事長代理	
11	清水 一史	京都障害者就業・生活支援センター 副所長	
12	塚崎 直樹	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長	
13	中西 昌哉	京都市知的障害者福祉施設協議会 副会長	
14	長谷川 唯	京都ユーザーネットワーク 代表補佐	
15	南 裕一郎	一般社団法人 京都自閉症協会 副会長	
16	森元 峰子	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	

※部会長を除き五十音順。敬称略。

障害に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク		障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 [関連機関] (公財) 日本障害者リハビリテーション協会
子ども車いすマーク		病気や障害があつて「子ども車いす」でしか移動できない方などが、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、車いすの車体等に表示しています。 子ども車いすは、ベビーカーのように畳んで移動することができません。 [関連機関] (一社) mina family
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割込みは禁止されています。 [関連機関] 警察庁、京都府警本部
視覚障害者のための国際シンボルマーク		世界盲人連合で 1984 年に制定された視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。 [関連機関] (福) 日本盲人福祉委員会
聴覚障害者標識		政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 [関連機関] 警察庁、京都府警本部
耳マーク		聴覚障害があることを示す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害のある人は外見からは分からないため、聴覚障害への理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。 [関連機関] (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
筆談マーク		相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。 対象：筆談を必要としている人 意味：「筆談で対応をお願いします」、「筆談で対応します」等 [関連機関] (一財) 全日本ろうあ連盟
ヒアリンググループマーク		補聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援する「ヒアリンググループ」が設置されていることを示します。 [関連機関] (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
手話マーク		5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。 対象：ろう者等、手話を必要としている人 意味：「手話で対応をお願いします」、「手話で対応します」等 [関連機関] (一財) 全日本ろうあ連盟
オストメイトマーク		人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 [関連機関] (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもとより、デパートやレストラン等の施設や一定規模以上の民間事業所で補助犬が同伴できることとなっています。 [関連機関] 厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのマークです。 [関連機関] 京都府健康福祉部障害者支援課
ハート・プラスマーク		身体内部に障害のある人を示す、国内で使用されているマークです。 内部障害(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障害への理解と配慮を求めているものです。 [関連機関] (NPO) ハート・プラスの会

はぐくみ支え合うまち・京都

ほほえみプラン

～京都市障害者施策推進計画・第7・8期障害福祉計画・第3・4期障害児福祉計画～

令和●年●月発行

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-4161 FAX 075-251-2940

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1

井門明治安田生命ビル2階

電話 075-746-7625 FAX 075-251-1133



京都市障害保健福祉のキャラクター

エミー

京都市印刷物 第●●●●号



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

